

プロジェクト基盤整備事業実施に 関する業務手引き

(執務参考資料)

昭和55年9月

国際協力事業団
農業開発協力部

農開発

J R

80-42

JICA LIBRARY



1056572(9)

国際協力事業団

受入 月日 '84. 3.12	000
登録No. 00138	80.7
	ADD

はじめに

昭和52年度からモデルインフラ整備費が予算措置されるに至り、これまで技術協力プロジェクトの推進上大きな障路の一つであったプロジェクトの基盤整備が、小規模ながらわが国の経費負担（相手国ローカルコストの肩割り負担）により計画的にかつプロジェクト発足の初期段階に実施できることになった。更に、昭和54年度にはパイロットインフラ整備費が認められ、プロジェクト方式協力において技術の普及段階に必要となるインフラ整備の実施が可能となるとともに相手国の経費負担が一層軽減されることとなった。

両事業の推進はプロジェクトの運営を図るうえで極めて重要であるが、いまだ幾多の課題が残されている。又、パイロットインフラ整備事業の導入にあたっては実施要綱が改正され、更に両事業の実施に先立って新たに国際約束の締結が必要になった等、当該事業の実施に係る対処方針も改められつつある。

このような状況に鑑み両事業を円滑に実施することを目的として、昭和53年10月に作成された「モデルインフラ整備事業の実施に関する業務手引き（執務参考資料）」をもとに、その後追加が必要となった事項も含めて「プロジェクト基盤整備事業の実施に関する業務手引き（執務参考資料）」をとりまとめることとし、また巻末に「モデルインフラ整備事業の実施に関する業務手引（執務参考資料）」の一部を抜粋し参考資料として掲載した。今後、業務の実施にあたり参考とされることをすすめる。

昭和55年9月

農業開発協力部長

村田 稔 尚

目 次

第1章	プロジェクト基盤整備事業の趣旨	1
1.	モデルインフラ整備事業	1
2.	パイロットインフラ整備事業	2
第2章	プロジェクト基盤整備事業の実施方針	4
1.	経 緯	4
(1)	モデルインフラ整備事業	4
(2)	パイロットインフラ整備事業	5
2.	プロジェクト基盤整備実施要綱の解説	6
(1)	プロジェクト基盤整備費	6
(2)	モデルインフラ整備事業の定義	7
(3)	パイロットインフラ整備事業の定義	7
(4)	事業の採択要件	8
(5)	事業の申請	9
(6)	事業の認定	9
(7)	支給及び会計事務処理	10
(8)	契約担当役等の業務の一部委任	11
(9)	役職員の派遣	11
(10)	契約担当役等の補助者の任命(または委嘱)	11
3.	国際約束の精結	12
(1)	口上書交換	12
(2)	討議議事録(R/D)の追加又は修正	12
(3)	「ローカルコスト負担事業の進め方」に対する統一見解	18
4.	プロジェクト基盤整備事業の実施手順	20
(1)	実施手順	20
(2)	申請書の例	23
第3章	プロジェクト基盤整備事業巡回指導チーム報告書	38
1.	タイかんがい農業開発計画に係るパイロットインフラ整備事業巡回指導 チーム報告	38
(1)	調査団の構成及び調査日程	38
(2)	打合せ機関及び出席者	39

(3) 会議録	40
(4) 会議録掲載事項の説明	49
(5) 工事計画	52
(6) 実施手続き	53
2. インドネシア・モデルインフラ整備事業巡回指導チーム報告書	57
(1) 調査目的	57
(2) 調査団の構成及び調査日程	57
(3) 打合せ機関	58
(4) 調査報告	58
3. マダガスカル北部畜産開発計画に係るモデルインフラ整備事業	64
(1) 調査日程	64
(2) 訪問機関及び面会者	65
(3) モデルインフラ整備事業地区の現況	65
(4) モデルインフラ整備事業の内容	66
(5) 施工上の参考事項	67
(6) 契約書	69
(7) 契約上の留意点	77

巻末参考資料

I. モデルインフラ整備事業の実施に関する業務手引き（執務参考資料）の抜粋 ..	79
II. プロジェクト方式技術協力事業の新展開 （Basic Human Needs とローカルコスト負担）	109
III. ローカルコスト負担事業に係る国際約束について （考え方と今後の対処方針）	117
IV. プロジェクト基盤整備事業の実績（昭和52年度～昭和54年度）	123

第1章 プロジェクト基盤整備事業の趣旨

1. モデルインフラ整備事業

農林業協力プロジェクトは、開発途上国の協力要請に基づき、これまで東南アジア地域を中心として開発途上地域において数多く実施されてきたところであるが、近年、途上国の要請内容も大規模な農林業基盤整備あるいは地域開発分野にまで及び、これに伴って相手国が負担すべきローカルコストが次第に増大する結果となった。これに対し事業団では相手国の財政事情等を勘案し、ローカルコストの負担軽減を図るべく、派遣専門家の現地活動に要する経費（現地業務費及び現地研究費等）、プロジェクト運営に必要となる圃場及びかんがい排水施設等の応急復旧等に要する経費（応急対策費）及び相手国カウンターパートの現地活動に要する経費（貧困対策費）等の支給を行っているものの、本来、技術協力とは相手国の自助努力を支援するところにその目的を置くものである以上、プロジェクト運営に伴う経費は基本的には相手国にて負担させるべきことを前提としている。

したがって、前述のような方法により相手国のローカルコストの一部肩替り負担を行うことによって、相手国側の負担をある程度軽減することに役立っていることは確かであるが、最近の農林業プロジェクトに見られるように、プロジェクト発足に当り、通常相手国が準備すべき土地、建物のほかに圃場整備（開墾、水路農道等の建設、区画整理、均平等）、かんがい排水施設、試験林等及びこれに附帯して必要な道路、防災施設等のインフラ・ストラクチャーの整備（以下「インフラ整備」という。）が必要となる場合が多く、このため相手国の負担は巨額にのぼり、前述の現地業務費等の支給程度では事実上、相手国のローカルコストの軽減に十分効果を発揮しているとはいえない状況になりつつあり、ひいてはプロジェクトの円滑な運営に重大な支障を生じる恐れすらある。

例えば、協力効果の早期発現を図るため、プロジェクト運営に必要不可欠となるインフラ整備をプロジェクト発足の初期段階に措置すべき必要があるにも拘わらず、相手国自身の財政のひっ迫による初動資金の欠乏が原因して協力活動の拠点ともなるべき試験、訓練あるいは展示圃場等のインフラ整備が当初計画より大幅に遅延していることが散見される。これが結果として派遣専門家の活動の場を提供を遅らせ、プロジェクトの円滑な運営を阻害する要因の一つとなっていることも否定できない。

また、これとは逆に、相手国がわが国の技術協力を受入れるがため、独自で協力活動の拠点（換言すれば「技術移転の場」といえる。）の整備を行った場合、往々にして、その「技術移転の場」の整備それ自体が、技術的に不完全であるがために、本来それが有すべき十分な機能を備えることなく、逆に技術協力の効果的な実施の障害となる場合すら起りうるもの

と懸念される。

かかる状況に鑑み、技術協力の実施の初期段階においてインフラ整備を不可欠とするプロジェクトについては、派遣専門家がカウンターパートを直接指導する場として、プロジェクト運営の核ともなるべき試験あるいは訓練圃場、試験、演習林等の基礎的施設を、派遣専門家の技術指導を通して、わが国の技術協力の一環として整備することにより、農林業プロジェクトの早期実施を促進して、併せてその施設の協力地区内外への展示効果とともに協力の効率化を図るため、相手国の財政事情のいかんによっては、これらインフラ整備に必要となる経費の負担をわが国が肩替りすることができるよう昭和52年から「モデルインフラ整備費」が措置されるに至った。これにより、今までプロジェクト運営の一つの障路もなっていた、必要不可欠であるインフラ整備が、例え部分的にしろ、わが国主導型により実施できる制度が確立されることになった。

2. パイロットインフラ整備事業

農林業協力プロジェクトにおいては、従来のセンター方式的協力に見られるように拠点重点主義の協力方式では、技術移転されるべき改良農業技術等が相手国政府の中核機関（政府関係機関）に集積されたまま、農民等末端にまで円滑に伝達されにくい状況に鑑み、農民レベルの改良農業技術の移転の効果的手段として改良技術の現地適用、導入、演示並びに実践を目的としたパイロット・ファーム等を改良技術の普及対象地域内に造成・整備するプログラムを取り入れた協力方式が採られてきた。

この方式は、改良農業技術等の定着の場の条件整備として、圃場等の基盤整備と生産組織及び普及組織等のサポート・システムとを一体的に完備することにより、協力効果の実効を高め、改良技術の定着化を図るとともに地域開発にも大いに貢献するものとして評価されている。

しかしながら、パイロット・ファーム等の基盤整備には、多額のローカル・コストを必要とする面もあり、開発途上国の属性として財政事情が好ましい状態にない場合が多く、適切な協力計画が立案されても、相手国政府の予算措置等その実施面の制約条件によって、計画の進捗が大極に遅延あるいは所期の目的が達成されにくい状況を惹起している。

かかる状況に鑑みて、農林業協力事業費においては、昭和52年度からプロジェクトの発足の初期段階において、必要となる改良農業技術等の開発及び技術者の育成を目的とした試験的なモデル圃場等の基礎的なインフラ施設に関し、特に相手国の財政上の理由等により早急に整備しえない場合には、わが国が相手国に代ってローカル・コストを肩替り負担することにより実施できるよう、モデルインフラ整備費の予算措置がなされるに至り、プロジェク

ト協力の円滑な実施を図る上で極めて大きな効果を発揮している。

ところが、このモデルインフラ整備事業の対象となる施設は、小規模かつ高整備のモデル的基盤整備に限られており、これが前述の農民等のレベルへの技術移転を目途とする外延的な普及拡大には直結しない。

すなわち、農民等のレベルへの改良農業技術等の普及拡大に寄するためには、少なくとも地域農業の生産組織及び普及組織を最小単位とし、かつ地域の実情に即し、外延的拡大が可能となる整備内容を目標とした地域的広がりをもつ一定規模の圃場等の基盤整備を行うとともにリポーティング・システムの整備をも一体的に実施するパイロット的かつ総合的な生産基盤の整備を取り入れた協力方式が不可欠である。

したがって、かような協力計画の円滑が実施と協力効果の早期発現を図るため、相手国の財政事情のひっ迫をも勘案し、特に必要とする場合には、わが国のローカル・コストの肩替り負担により、これら基盤の整備を早期かつ効果的に実施することができるよう、昭和54年度から「パイロット・インフラ整備費」が措置されることとなった。

以上2つの整備事業を「プロジェクト基盤整備事業」と総称しており、これらの整備費の充実に伴ってプロジェクト運営に必要とされる基盤整備が円滑化されるに至っている。

第2章 プロジェクト基盤整備事業の実施方針

1. 経 緯

(1) モデルインフラ整備事業

昭和52年度予算で新規に措置されたモデルインフラ整備費の支出に当り、当該整備事業の実施方法について関係海外事務所長及びプロジェクトリーダーの意見を参考に事業団関係部において、予算要求の趣旨を踏まえて、検討が行われるとともに外務省及び農林水産省との協議を重ねられ、昭和53年2月1日付国協達第1号により「モデルインフラ整備実施要綱」（巻末参考資料参照）が制定された。同要綱に含まれている基本的事項は以下のとおりである。

- a. プロジェクト発足の初期段階に整備することが必要であるモデル的な基盤整備（試験圃場、試験林等及びこれらに関連する必要最少限の附帯施設）であること。
- b. 相手国政府が、当該基盤整備に係る費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- c. 事業の執行は会計役（原則として海外事務所長、海外事務所が存在しない国にあっては、当該プロジェクトの専門家）が相手国政府及び当該プロジェクト専門家の協力をえて行うこと。
- d. 会計役の補助者として工事の管理、監督等の業務を担当する専門家を派遣することができること。

次に、同要綱に基づき当該整備事業の実施に当っては、同要綱の運用方針及び海外における請負工事の契約締結、監督、検査等の要領、手続を規定化する必要があるが、事業団自体これまで海外においてこの種の工事を自らが施行主体となって実施した一切の経験がないため、当分の間は国内の諸官庁等が行う公共事業における諸規定を参考にしつつ実施することとし、ある程度の経験を蓄積した段階で、前述の諸要領等の整備を図ることで、とりあえず手続規定上不完全な面を残しながらも、モデルインフラ整備事業の特徴でもある早期着手を図ることを最重点に置くこととした。

ただし、要綱作成段階において関係各省及び事業団関係部と度重なる協議の過程で、了解点に達したものと運用段階において留意すべき事項として整理されたもの等に関しては、「モデルインフラ整備実施要綱の運用に当たりの留意事項」（巻末参考資料参照）としてとりまとめ、なお契約締結、監督、検査等に係る業務に関しては、事業団会計規程及び他の政府機関における関係諸規定を参考にしつつ、差し当り最少限留意すべき事項について「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の契約締結に当たりの留意事項」（巻末

参考資料参照)、「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の監督に当たっての留意事項」,
「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の検査に当たっての留意事項」(巻末参考資料参
照)としてとりまとめ、関係海外事務所長及び関係プロジェクトリーダーに通知した。

他方、当該整備事業の申請については、「モデルインフラ整備申請書作成要領(以下
「申請書作成要綱」という。)」(巻末参考資料参照)に基づき行うよう、別途関係海外
事務所長等に通知した。

(2) パイロットインフラ整備事業

パイロットインフラ整備事業は昭和54年度に予算措置がなされ、予算成立後その実施
方法についての検討が行われた。パイロットインフラ整備は目的、規模については、モデ
ルインフラ整備とは異なるもののその他の点においては殆ど同じであることから、従来のモ
デルインフラ整備実施要綱にパイロットインフラ整備を含めた内容に改正し、名称もプロ
ジェクト基盤整備実施要綱に改めて制定し、モデルインフラ整備の実施方法を踏襲する予
定であった。改正に当たって行われた外務省との協議の過程で外務省から新たに提起された
問題は、モデルインフラ整備費及びパイロットインフラ整備費は現地業務費及び現地研究
費等のローカルコスト負担とは本質的に異なるものであるため、専門家派遣、機材供与、及
び研修員受入れと同じく両整備事業の実施に当たっては別途国際約束を締結する必要がある
のではないかというものであった。即ち、これまで現地業務費等のローカルコスト負担は
日本人専門家の現地業務に係る経費であって、しかも少額であり、件数が少なかったりし
たため専門家派遣に関する国際約束で手当されるとの考え方に基づいて、別途に国際約束
を締結することなく、JICAの内規に従って処理されてきたが、モデルインフラ整備費及
びパイロットインフラ整備費は1件当りの負担額が高額(54年度予算において、モデル
インフラ整備費実行予算は1件当たり平均16,000千円、同じくパイロットインフラ整備費
は14,000千円)となっているためこれを専門家派遣に付随する業務として説明すること
は困難となっていること、又、事業団法21条(JICAは条約その他の国際約束に基づい
て技術協力を行う)の解釈との関係からも両整備事業の実施については別途の国際約束の
締結が必要であること、又、同時に討議議事録(R/D)にプロジェクト基盤整備事業実施
に関する事項が記載されていない場合にはR/Dの修正を行う必要があるというものであ
った。これに対して、JICAは、52年度からモデルインフラ整備事業をモデルインフラ
整備実施要綱に基づいて実施してきた事実、ほとんどの国において国際約束の締結及び
R/Dの修正には多大の時間がかかり、事業の年度内実施を困難にする恐れのあること、
又、専門家派遣に係る経費から支給される専門家に付随する経費であることが主張された。

協議の結果は、モデルインフラ整備費、パイロットインフラ整備費及び中堅技術者養成対策費（普及面に重点を置くプロジェクトの効果的技術移転普及を促進するために54年度に措置された費目）の予算支出に当っては相手国との間で口上書による国際約束が締結されなければならないというものであった。JICAは協議の結果を踏まえて、モデルインフラ整備実施要綱はパイロットインフラ整備とモデルインフラ整備を含めた内容をもってプロジェクト基盤整備実施要綱として改正され、昭和54年7月2日付国務達第33号（資料2-1）をもって制定した。

2. プロジェクト基盤整備実施要綱の解説

要綱の作成過程において関係者間で意見交換された内容およびこれまでのモデルインフラ整備事業の実施経験を基礎に今後の当該事業の実施に資するため同要綱の解説を付け加えておく。

(1) プロジェクト基盤整備費

第2条中、「プロジェクト基盤整備費は、モデルインフラストラクチャー整備……工事費及び工事諸費をいう。」とあるように、プロジェクト基盤整備は52年度から実施しているモデルインフラ整備とパイロットインフラ整備の2事業を対象としており、プロジェクト基盤整備費は各事業の実施に当って必要とする工事費及び工事諸費から構成されている。改正前の「モデルインフラ整備実施要綱」においては「…整備に係る費用をいう。」とされ、費用の内容は具体的に示されていなかった。実施中のモデルインフラ整備工事の殆んどがJICAの会計役を発注者とする請負工事であったこと及び54年度から実施予定のパイロットインフラ整備工事も請負工事を前提としていたこと、JICA事務所長（又は会計役）が工事発注にあたって要する諸経費がこれまで欠如していたこと、又、プロジェクト基盤整備事業を無償協力による工事と明確に区分する必要があったことから、「工事費及び工事諸費」に改正された。

要綱でいう工事費は工事価格のことであって農林水産省における構成を例示すれば次のとおりである。

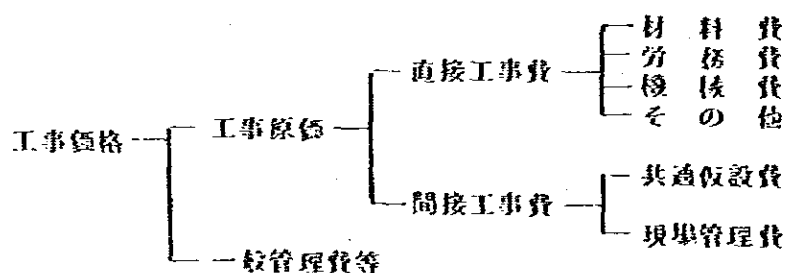


図 2-1

図2-1に示されているとおり、要綱でいう工事費とは工事価格に相当するものであってこれには請負業者が工事の実施に当って必要とする諸経費が含まれている。

又、工事諸費はJICA事務所長（JICA事務所の存在しない所にあつては委任された会計役）が工事発注するにあつて必要となる工事設計書、仕様書及び契約書の作成及び施工管理に要する経費であつて、これには(a)借入費、(b)調査費、(c)資料作成費、(d)連絡旅費、(e)謝金、(f)その他（印紙料等）が含まれる。

(2) モデルインフラ整備事業の定義

要綱第2条第2項中に「モデルインフラストラクチャー整備とは…モデル的な基盤となるインフラストラクチャーであつて、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最少限度の附帯施設の整備をいう。」とあり、ここでいう「等」とは旧要綱(案)段階で具体的に「訓練圃場、展示圃場、苗畑、採種圃、演示放牧場、演示林、養魚試験池等」と表現されていたものが、とりまとめ整理の上「等」と一括されたものであり、これらの具体的種目は少なくともモデルインフラ整備事業の対象に含まれていると解釈して差しつかえない。

また「必要最少限の附帯施設」とは、連絡道路、導水路、堤防、貯水池、取水施設等が含まれているものと解釈されるほか、ポンプ場上屋等基盤整備の管理上、特に不可欠と認められる場合を除いては、原則として建物は含まないものとされている。

(3) パイロットインフラ整備事業の定義

要綱第2条第3項には「パイロットインフラストラクチャー整備とは、…プロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであつて、圃場の整備及び造成、森林の整備及び造成、水産増殖・飼育池の整備及び造成並びにこれらに関する附帯施設の整備をいう。」とある。モデルインフラ整備事業が試験圃場等を整備造成し、派遣専門家が改良技術の試験、展示、演示等を通じてカウンターパートの訓練等を行える場を提供するものであるのに対して、パイロットインフラ整備事業は試験圃場等で適用性の確認された改良技術を地域の農民等への普及及び定着させるための場を整備・造成しようとするものである。従つて整備地区の取り方は、技術の普及、定着を考慮した、ある広がりをもつことが望ましく、例えば村落共同体とか、1つの普及組織とか生産組織等が考えられる。

また「附帯施設」とは前述(2)モデルインフラ整備事業の定義に示されている考え方によるものとする。

(II) 事業の採択要件

要綱第3条要件(II)は「相手国政府又はそれに準ずるものからの要望があるものであって、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること」とあり、相手国政府のプロジェクト責任者(巻末参考資料I中の「申請書作成要領」1(2)イによれば原則として協定あるいはR/Dにおける相手国副職員の長又は相手国実施機関において当該プロジェクト運営の統括責任者)から当該整備事業の実施について事前了解及び財政上の事情による事業届への経費負担の要請をその内容に含む要望書(要綱第4条第3項の申請書の添付書類の一部となる)の提出を受けなければならないこととしている。要綱には記載されていないが、外務省との協議の結果、54年度実施案件から当該整備事業に関する口上書交換を実施の前提条件とすることとなった。口上書と要望書の関係については議論になった所であるが、口上書はローカルコストの日本割による一部肩替りについて外交ルートを通じて交わされる国際約束であり、これをそのまま相手国実施機関から日本割実施機関であるJICAに対して提出される事業実施の要望書とすることには問題がある。このため、JICAは、事業実施に関して相手国実施機関から別途要望書を取り付ける必要が生じ、従来から行われていたとおり要望書の添付を申請の要件としている。

要件(II)に関しては、モデルインフラ整備事業の場合は、原則としてプロジェクト発足後の初年度または次年度に差し限り限定され、パイロットインフラ整備事業の場合は、モデルインフラ整備事業実施後又はプロジェクト発足後本格的協力段階あるいはそれへの移行期に普及活動の拠点を整備・造成することが望ましい場合において実施することとしている。

要件(III)に関しては、モデルインフラ整備事業の場合は、本格的協先に先がけ、カウンターパートの養成及び訓練の場となり得る施設であって、日本割によるローカルコストの100%負担(但し、用地買収費等は除く)によって、又、派遣専門家の技術指導を通じて整備されることを前提としている。パイロットインフラ整備事業の場合には、日本割によるローカルコストの一部負担及び派遣専門家の技術指導によって普及活動の場となる施設の整備・造成を行うこととしており、実施にあたっては相手国実施機関の積極的な協力を得るものとしている。相手国実施機関の協力内容については、具体的な形で外務省、大蔵省から指示されたものはないが、54年度要求予算査定の過程で示された考え方は、JICAが所要経費の全額を負担せず、相手国実施機関も応分の負担をすべきであるというものであった。査定理由には相手国とのアロケーション方式及びアロケーション比率は特に示されなかったのでケース・バイ・ケースで対応せざるを得ない。アロケーション方式としては整備内容、JICA及び相手国実施機関の予算措置状況等によって費用割、工種割、区

域割等が考えられるが、工事の実施を困難にするような方式は避けるべきである。アロケーション比率については予算成立経緯に基づき、又、相手国実施機関のローカルコスト負担をできるだけ軽減させる趣旨から相手国実施機関は施工内容の概ね 1/3 程度を負担すれば十分ではないかと考えられる。

(5) 事業の申請

要綱第 4 条第 1 項において「モデルインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業（以下「整備事業」という。）の申請は、海外事務所長（海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトの専門家。……）が行うものとする。」とあるが、ここでいう当該プロジェクトの専門家とは、要綱第 6 条の会計役に委任される者と同一人であることを前提としており、当該専門家の人選等の手続については第 6 条の解説を参照されたい。

次に同第 4 条第 2 項中「海外事務所長等は、申請にあたって、……相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。」とは、海外事務所長が申請書を作成のうえ、相手国政府のプロジェクト責任者及び当該プロジェクト専門家と協議を経て、申請書を完成させる意にも解せられる。しかし、他方巻末参考資料 1 中の「申請書作成要領」第 3 項（申請書及び添付書の作成）に「申請書等の作成は、当該プロジェクト専門家の協力を得て行うと同時に……」とあるように、申請書には工事設計書（「申請書作成要領」によれば、工事図面、数量計算書等も含なものとされている。）及び工事費積算書の添付が義務づけられていることもあって、海外事務所の事務機能では作成が困難な面があり、実質的には当該プロジェクト専門家にこれらの業務を依存せざるを得ない状況にある。したがって事実上は、派遣専門家が実施設計報告書等を素材に、相手国政府技術者に対する設計積算業務の指導を行いつつ、これらの申請書関係書類の作成に当ることが間接的に表現されているものと解釈できる。

(6) 事業の認定

総裁は海外事務所長等から申請のあった事業について申請の内容が第 3 条の要件(1)~(3)の各号に該当するか否かを審査したうえ事業の認定及び支出予算額を予算の範囲内で決定する。認定及び決定にあたって、事業担当部においては審査結果を踏まえ、モデルインフラ（又はパイロットインフラ）整備費実施計画書(案)を作成し、外務省と実施協議（実質協議と呼ぶ）を行う。なお、実施協議に先立って、必要に応じて、実施内容について実施計画書(案)の段階で農林水産省から意見聴取を行う。外務省は内容を審査のうえ、計画の決定を行い、事業団に対して予算の執行を承認する。外務省の承認に基づいて契約担当役から発

出される支出予算実施計画の執行通知を受けた後、事業主管部長は海外事務所長等に対して事業の認定及び支出予算額を通知するとともに海外事務所長等に代って送金に係る手続きをとる。

(7) 支給及び会計事務処理

契約担当役等とは事業団会計規程第10条及び第11条に定めるとおり、海外事務所等において契約その他収入又は支出の行為を行う契約担当役ならびに海外事務所等において前渡を受けた資金に係る契約行為、出納命令及び現金の出納等の業務を行う会計役のことをいい、特別な場合を除いては、海外事務所にあっては海外事務所長がその任にあたることとなっている。

要綱第6条第1項に規定されているように、当該整備費は上述の契約担当役に対し示達又は会計役に対し前渡資金として支給され、契約担当役等によって当該整備事業に係る工事請負契約の締結、監督検査及び契約金額の支払い等が行われることとなっている。したがって契約担当役等が形式上当該整備事業の執行責任者といえることができる。

ところで、要綱第6条第1項中の() 専内「会計役の業務の委任を受けた者を含む。…」との文言は、巻末参考資料I中に示す「海外におけるプロジェクト基盤整備、応急対策費、専門家生活環境整備費、検材供与費及び携行機材費の執行について」(昭和52年通達(経)第15号)の中で、プロジェクト基盤整備費(モデルインフラ整備費の予算(項)の執行は、原則として会計役が行うものとするが、同通達第2項2にて「海外事務所が設置されていない国、又は事業場所が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合は、『役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて』(昭和52年通達(経)第16号。以下『会計役委任通達』という。)の定めるところにより、派遣専門家等に……会計役の業務を委任し、執行させることができるものとする」と規定されていることに関連し、これに該当する場合を表現したものである。

このように派遣専門家に会計役の業務を委任する場合には「要綱の運用に係る留意事項」にも示すとおり、当該プロジェクト・リーダーと協議するとともに委任予定者の同意を得ることは勿論のこと、当該委任予定者の所属先の意向を勘酌し、慎重に行わなければならないとしている。特にこの会計役の委任に関しては、要綱作成段階において関係各者及び事業団関係部と協議した際、重要事項として論議した経緯もあり、この点十分留意する必要がある。例えば、専門家の所属先側の意見として「本来、派遣専門家とは技術指導の任を委嘱された者であり、当然事業団自身が行うべき会計役の任を委嘱されるべき者ではない」との基本的な考え方があることをここで付け加えておく。

(8) 契約担当役等の業務の一部委任

前項(7)にて記述した通り、当該整備事業に係る契約担当役等の業務には、示達又は前渡資金の管理、工事請負契約の締結、工事の監督及び検査、並びに契約金額の支払い等があるが、これら契約担当役等の業務の一部についてのみ当該プロジェクト専門家に委任する場合を要綱第7条第2項で規定している。例えば、当該整備事業の施工場所（当該プロジェクト実施地域）が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合であり、かつ、特に総裁が必要と認めた場合については主として当該プロジェクト実施地域で行われる工事の監督及び検査等の業務を当該プロジェクト専門家に委任することができる。

勿論この場合においても、前項(7)契約担当役等の業務の全部を委任する場合と同様に「会計役の業務の委任を受ける者」の委任に係る手続を行うことになる。

(9) 役職員の派遣

要綱第8条中の「……総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ……ることができるものとする。」とは、海外事務所が設置されていない国、又は海外事務所が設置されていても、事務所長が不在である場合等で、かつ、他に会計役の業務を委任すべき適当な者が存在しない場合については、事業団は、事業団役職員を当該整備事業の実施期間の全部又は一部期間に限り、会計役として現地に派遣することができる旨、規定されているものであり、特に必要と認められる場合はこのように役職員の派遣により一連の会計役の業務が遂行されるよう規定化されているものの、「期間を限って……、契約行為等を行わしめ」と強調されているように、一般的には契約締結時あるいは完了検査並びに契約金額の支払い時等、必要により一時的に派遣されることを意味するものと解釈するのが妥当と考えられる。

(10) 契約担当役等の補助者の任命（または委嘱）

要綱第8条中の「専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等にあたらせて契約担当役等を補助させることができるものとする。」とは、契約担当役（原則として海外事務所長、あるいは、前項(7)または(8)によりその業務を当該プロジェクト専門家に委任される場合も含む）が契約担当役等の業務の全てを遂行するのが困難と判断され、かつ、当該プロジェクト専門家に契約担当役等の業務の一部委任あるいは、契約担当役等の業務の補助を期待することができない場合、当該業務の遂行に当り、契約担当役等を補助できる能力を有する専門家（通常、短期専門家）を別途派遣することができる意味している。具体例としては、会計業務は海外事務所長が行うが、当該プロジェクト専門家

には、現地で行われるべき工事の監督及び検査等、施工管理上の経験と技術を要求される業務に対応できる者がいないとき、施工管理専門家が、当該プロジェクトに派遣される場合がこれに該当する。このように事業団役員以外の者を専門家として派遣する場合は、施工管理等の技術指導に関し、通常の専門家派遣手続の場合と同様、委嘱行為を事業団が行うが、コンサルタント等との間で業務実施契約を締結する場合には、その旨契約書に記載し、委嘱行為（専門家の役務提供契約書交換及び委嘱状の発給）は行わないこととしている。なお、委嘱行為を行うときは、前項(7)と同様に専門家予定者自身及びその所属先の同意を前提に、契約担当役等の補助者としての委嘱も併せて行うこととなる。したがって、当該整備事業の執行責任者の補助者としての責任と権限が形式的に伴うこととなる。

他方、当該プロジェクトに業務調整員等、経理事務等の遂行に必要な専門家が派遣されていないため、事業団職員を当該整備事業の実施期間に限って、契約担当役等の補助者（主として経理事務面の補助）として派遣することも考えられ、この場合は総裁の任命により行うこととなる。

なお参考までに「監督役員及び検査職員の任命について」（昭和55年6月17日通達（経）第32号）を資料2-2に示す。

3. 国際約束の締結

(1) 口上書交換

プロジェクト基盤整備実施要綱の解説において述べたごとく、昭和54年度からプロジェクト基盤整備事業の実施に先立って、事業の実施に関する国際約束の締結が必要となった。専門家派遣、研修員受入れ及び機材供与については口上書の交換が行われ、国際約束が結ばれている。このことからプロジェクト基盤整備は、形式的には、技術協力プロジェクト方式に係る、いわば第4の柱に相当するものといえる。口上書の交換は在外公館と相手国外務省との間で行うものであるが、外務省の方針としてはプロジェクト基盤整備事業の実施計画確定後手続を進めることとしている。JICAが相手国において当該事業の工事を実施するにあたっては口上書の交換が完了していなければならないこととされているが、通常、口上書交換にはかなりの期間を要するとされているので、当該事業の円滑なる実施を図るよう必要手続は前項にすすめておくことが重要である。

(2) 討議議事録（R/D）の追加又は修正

プロジェクト基盤整備事業の実施がR/Dに記載されている場合にはR/Dの追加は不必要である。ところが、R/D署名時に当該事業の具体的実施内容が詰め切れなかったり、

相手国の財政措置が計画通り進まなかったために基盤整備を進めることができない場合がある。このような場合、R/Dにその実施が明記されないことが多い。プロジェクトの協力内容はR/Dに基づいて実施しているため、R/Dに明記されていない内容については実施することは不可能である。従って、当該事業の実施に先立って、海外事務所長（海外事務所のない国にあっては当該プロジェクトのリーダー）は相手国実施機関の長又は当該プロジェクトの責任者と協議のうえR/Dの追加又は修正をする。なお追加又は修正R/D案についてはJICA本部にて関係機関との協議を経て作成することとしている。

(b) 日本側から提出される口上書(案)の例

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honour to acknowledge the receipt of the Ministry's Note No. _____ dated ____年 月 日____, concerning the プロジェクト名.

The Embassy of Japan has further the honour to accept on behalf of the Government of Japan the proposal set forth in the above-mentioned Note and to agree that the Ministry's Note and this Note shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.

(B) 追加R/Dの例

南部パラグアイ農林業開発プロジェクト及びインドネシア浅海養殖プロジェクトの追加R/Dを例として示す。

南部パラグアイ農林業開発プロジェクトのR/D追加補定書

SUPPLEMENTARY NOTE ON THE RECORD OF DISCUSSIONS
ON THE JAPAN-PARAGUAY TECHNICAL COOPERATION FOR
THE AGRICULTURE AND FORESTRY DEVELOPMENT PROJECT
IN THE SOUTHERN PARAGUAY

Mr. Akira NAGATA, Resident Representative of the Japan International Cooperation Agency in Paraguay had a series of talks with the Authorities concerned of the Government of the Republic of Paraguay on the provision of special measures by the Government of Japan in the technical cooperation for the Agriculture and Forestry Development Project in the Southern Paraguay.

As a result of the talks, both sides agreed to recommend to their respective governments to add the matters referred to in the Document Attached hereto to the Record of Discussions on the Technical Cooperation for the Agriculture and Forestry Development Project in the Southern Paraguay which was signed on March 16th, 1979 between the Japanese Implementation Survey Team organized by the Japan International Cooperation Agency and the Authorities concerned of the Government of the Republic of Paraguay.

Asunción, January 14th, 1980

Mr. Akira NAGATA
Resident Representative
Japan International
Cooperation Agency
Asunción Office

Ing. Luis PAMPLIEGA
Director General
Ministry of Agriculture
and Live-Stok
The Republic of Paraguay

X. PROVISION OF SPECIAL MEASURES

For fostering the smooth promotion of the Project, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to supplement a portion of the local cost expenditures for the execution of the physical infrastructure such as construction work of model experimental field, nursery, forest road and so on when necessity arises.

インドネシア浅海養殖プロジェクトの追加R/D

SUPPLEMENTARY NOTE ON THE RECORD OF DISCUSSIONS
ON THE TECHNICAL COOPERATION FOR THE MARICULTURE
RESEARCH AND DEVELOPMENT PROJECT

Mr. Moriya MIYAMOTO, Resident Representative of the Japan International Cooperation Agency in Indonesia had a series of talks with the authorities concerned of the Government of the Republic of Indonesia on the Provision of Special Measures by the Government of Japan in the Technical Cooperation for the Mariculture Research and Development Project.

As a result of the talks, both sides agreed to recommend to their respective Governments to add the matters referred to in the document attached hereto to the Record of Discussions on the Technical Cooperation for the Mariculture Research and Development Project which was signed on August 30th, 1978 between the Japanese Project Formulation Team organized by the Japan International Cooperation Agency and the authorities concerned of the Government of the Republic of Indonesia.

Moriya MIYAMOTO
Resident Representative
Japan International Cooperation
Agency
Jakarta Office

Mohamad Unar
Director
Marine Fisheries Research
Institute

X. PROVISION OF SPECIAL MEASURES

For fostering the smooth promotion of the Project, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to supplement a portion of the local cost expenditures for the execution of the Physical infrastructure such as construction work of model farm (ponds) and so on when necessity arises.

(3) 「ローカルコスト負担事業の進め方」に対する統一見解

昭和54年度のローカルコスト負担事業の進め方について、農林水産業計画調査部、農業開発協力部及び林業水産開発協力部の間で次のような統一見解をまとめたので以下に示す。

ローカルコスト負担事業の進め方について

昭和55年2月1日
農林業計画調査部
農業開発協力部
林業開発協力部

昭和54年11月8日付外務省経済協力局技術協力第2課「ローカルコスト負担事業に係る国際約束について（考え方と今後の対処方針）」に基づき、農林水産業協力に係るローカルコスト負担事業の円滑なる実施を図るため、下記の手順により当該事業をとり進めるものとする。

記

1. 対象となる事業

- (1) モデルインフラ整備事業 (2) パイロットインフラ整備事業
(3) 中堅技術者養成協力事業

2. 実施手続

- (1) 外務省及びJICAの当該年度予算又は実施計画が確定した後、外務省は在外公館を通じローカルコスト負担事業の実施について、相手国政府との間で口上書を交換する。
- (2) 当該事業の実施がJICAと相手国実施機関との間の協力R/Dに明示されていない場合には事業の実施に支障を来さぬよう追加的R/Dの作成又は変更措置をとることとする（既に作成されているR/Dで読める場合は本措置は不要）。
- (3) プロジェクト基盤整備実施要綱（最終改正昭和54年7月2日国協達第33号）及び中堅技術者養成協力事業実施要綱（昭和54年5月15日国協達第21号）に基づき海外事務所長（海外事務所長が存在しない国にあっては当該プロジェクト専門家。）は総裁に対してローカルコスト負担事業の申請を行う。申請にあたっては申請書に(イ)相手国実施機関

の要望書 (4)対象となる事業計画書(工事を内容とするものにあたっては工事設計書) (5)概算経費見積書及び (6)その他総裁が必要と認める書類を添付する。

備 考

- (1) 以上のごとく外務省が在外公館を通じて口上書の交換を行い、従来どおりJICAが実施に関する手続を行う。両者の手続の開始は予算又は実施計画確定後、同時に進められることとなるが、両者は分離された行為であって、並行的に進められるものである。
- (2) 同一国に2件以上の予算が認められた場合でも、1件毎に国際約束が行われる。なお、中堅技術者養成対策費案件のように支出が多年度に亘るものについては、口上書の交換は会計年度毎に当該会計年度の支出について行われる。
- (3) JICAは手続完了後、海外事務所が関係工事の契約主体となって発注又は委託することとなるが、工事の契約にあたっては前以って口上書の交換が完了していなければならない。
- (4) 当該事業について翌債措置を講じたプロジェクトは2か年度に亘って実施することとなるが、工事の契約を前年度に締結している場合は、翌年度に当該工事に関する口上書の交換は行わない。
- (5) 追加的 R/D の作成又は変更措置はJICA本部にて関係機関との協議を経て案を作成する。海外事務所長(海外事務所長が存在しない国にあつては当該プロジェクト専門家。)は追加又は変更 R/D 案に基づき相手国実務機関と協議のうえ R/D を締結する。
- (6) 上記の措置は昭和54年度事業から適用する。

4. プロジェクト基盤整備事業の実施手順

(1) 実施手順

要綱等をもとに実施の手順をまとめると以下のとおりとなる。

a. 申請書の提出（海外事務所長等→事業団総裁）

事業主管部長からの申請書提出依頼文書等を受けて、海外事務所長等は申請書の作成を行う。ただし、申請書作成要領に基づき、申請書附属書類として工事設計書、経費概算見積書等を添付することになっており、これらの書類の作成は派遣専門家の協力により行う。

なお、海外事務所が存在しない国にあっては、申請書の提出と同時に会計役の業務の委任申請手続を派遣専門家から事業主管部長に行い、事業主管部長は検討の上、会計役の業務を委任する者に対して、総裁名による委任状の交付を行う。

b. 申請書の審査及び実施計画書の作成（事業団事業主管部長）

受理した申請書を、要綱等との照合の上、審査し、予算額の範囲内で実施計画書(案)を作成する。

なお、実施計画書(案)の段階で、事前に農林水産省の意見聴取を行う。

c. 実施協議（事業団→外務省）

実施計画書(案)に基づき、外務省と協議する。

d. 計画決定（外務省→事業団）

実施協議を行い、外務省は内容審査の上、計画の決定を行い、それを事業団に指示するとともに、予算の示達を行う。

e. 実施方針の通知及び決定額の送金（事業団事業主管部長、同出納命令役→海外事務所長等）

外務省からの指示を受けて、事業団契約担当役（経理担当理事）は、同事業主管部長に予算の執行承認通知を行う。これを受けて事業主管部長は海外事務所長等に対し、工事内容及び工事金額の通知（執行指示）を行う。又、海外契約担当役及び会計役に代って事業主管部長は実行計画書及び前渡資金通知申請書をそれぞれ総裁及び契約担当役に提出する。実行計画書を受けた総裁は海外契約担当役に対し実施計画予算を示達し、一方、前渡資金通知申請書を受けた本部契約担当役は、海外会計役に対し前渡資金を通知する。海外契約担当役は実施計画予算示達書に基づき作成した資金運用計画書を付して本部出納命令役に対し送金請求を行い、又、海外会計役については、本部契約担当役が本部出納命令役に対し送金請求することによって、それぞれ海外契約担当役及び会計役への送金が行われる。

f. 工事の実施（契約担当役等）

事業主管部長からの工事内容及び支給額の通知を受けて、契約担当役等は工事請負契約書(案)、工事仕様書、設計図等工事請負契約に必要な書類の作成を、派遣専門家の協力を得て行うとともに、相手国政府機関等と協議の上、契約予定業者の選定を行った上、現場説明、入札、契約予定業者との契約金額等に関する協議を経て、工事請負契約の締結を行い、工事に着手する。

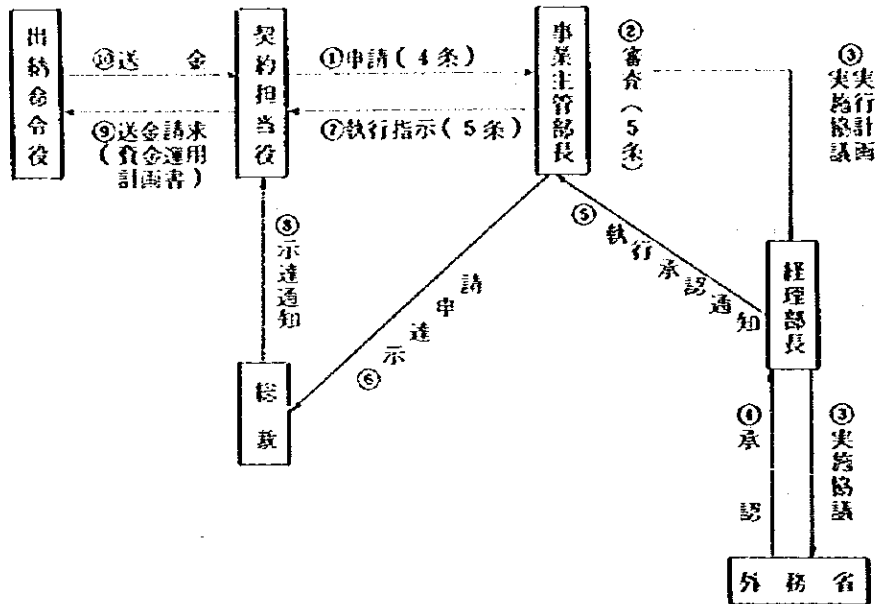
なお、工事の実施に当り、契約担当役等の業務の一部である工事の監督及び検査等の業務を派遣専門家に委任、あるいは、当該業務に係る契約担当役等の補助者を派遣専門家（別途、短期専門家を派遣する場合も含む）に委託する必要がある場合、契約担当役等は所定の手続きを行うこととする。

g. 工事の完了及び報告

工事請負業者から工事の完了報告を受けると、契約担当役等は速かに当該工事の検査を行い、契約書、仕様書及び設計図等に基づき、工事の出来高を確認の上、工事請負業者に契約金額の支払いを行うとともに、検査調査を作成し、完了報告書と併せて事業団（前者は契約担当役、後者は総務あて）に提出する。

プロジェクト基盤整備費の経理事務フローチャート

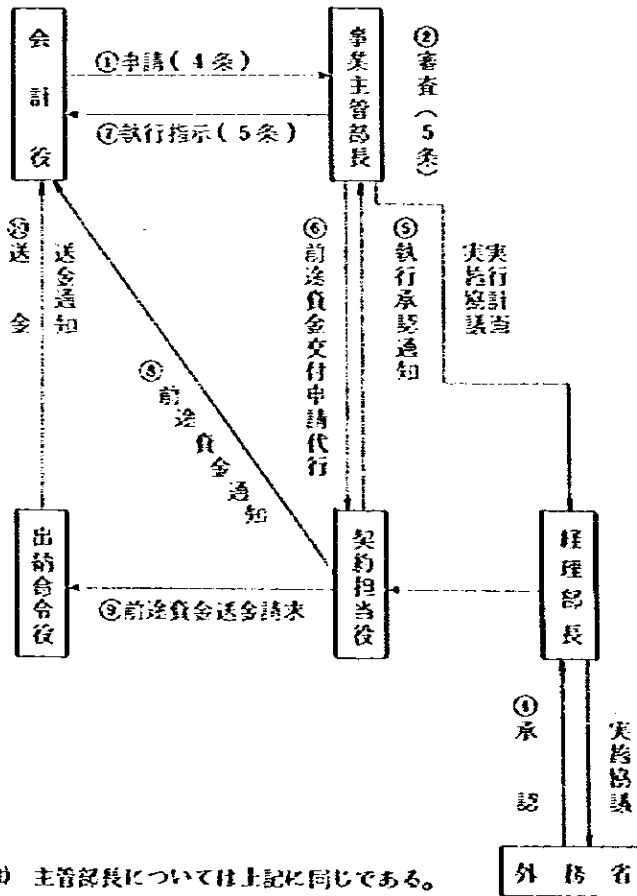
(1) 海外事務所長等が契約担当役の場合



(注) 事業主管部長とは農業プロジェクトにあっては農業開発協力部長、林業及び水産業プロジェクトにあっては林業水産開発協力部長のことである。

図 2-2

(2) 海外事務所長等が会計役の場合



(注) 主管部長については上記に同じである。

図 2-3

(2) 申請書の例

申請書の様式は資料2-3に示してあるが、ここに昭和52年度タイかんがい農業開発計画に係るモデルインフラ整備事業の申請書を参考に掲載する。

モデルインフラ整備申請書

BK-220

昭和53年2月24日

国際協力事業団

総裁 法 眼 晋 作 殿

国際協力事業団バンコック事務所

所 長 北 野 康 夫

下記によりモデルインフラ整備費の支給を申請する。

記

1. プロジェクト名 タイかんがい農業開発プロジェクト
2. 工 事 名 試験訓練圃場造成工事
3. 概算工事費 25,400千円(積算内訳別添口参照)
4. 工 事 内 容

A) 工 事 概 要

約65haの圃場整備(水田418ha, 畑228ha)を行うとともに関連用排水施設, 農道, 堤防(仮堤防)幹線水路の建設を行う。

B) 主要工事数量

- i) 圃場整備 水田42ha, 畑23ha
畑地用盛土13,700 m^3 (堤防15,200 m^3)
- ii) 堤 防 ラテライト舗装含む, 約1,020 m (延長), 天端巾30 m , 高さ12 m
- iii) 用水施設 揚水機場1ヶ所, 用水路延長約1,150 m (土水路)
- iv) 排水施設 排水機場1ヶ所, 排水路延長約1,270 m (土水路)
- v) 農 道 幹線延長約350 m 巾員40 m , 支線延長約750 m 巾員30 m , いずれもラテライト舗装

vi) 橋 梁 1ヶ所, R.C橋, 巾員40m延長12m

vii) rat fence 1式

viii) main canal 延長670m, 天端巾10m,

C) 工 期

昭和53年3月25日～昭和53年7月23日 120日間(別添二参照)

5. 工 事 の 申 請

本協力事業を効果的に達成するには大きく2つの柱があると考えられる。1つはパイロット地区500haの圃場整備を行うにあたり、本国に技術的蓄積の少ない圃場整備技術を定着させ、技術者のレベルを向上させ円滑に工事が進捗するようにすることであり、1つには、かんがい農業における営農技術の指導普及である。

この目的のため約125haの試験訓練圃場を建設し、その過程において主として農業土木技術者の指導を行い、完成後農学技術者の指導及び農民への普及を企る。これは単はパイロット地区500haに限らず、今後これを範として計画されているタイ国の大規模圃場整備事業の礎となり、それを担うべき技術者の養成に欠かせざる事業であり、効果的実施を企る上で早急に実施することが必要である。

なお、タイ国政府責任者より別添に示すように当国の財政事情を鑑み、本工事を日本国政府の負担により実施されたい旨の要望(別添イ参照)が提出されている。

別 添：図面及び地区一式(別添ホ参照)

イ 相手国政府からの要望書

No. A.C.0215/

MINISTRY OF AGRICULTURE AND COO-OPERATIVES
Rajadamnern Ave., Bangkok
THAILAND

February 21, 1978

Mr. Yasuo Kitano
Director, Bangkok Office
Japan International Cooperation Agency
c/o Embassy of Japan

Dear Sir,

REQUEST OF COOPERATION FOR THE CONSTRUCTION
OF TRIAL FARM AT CHAO PHYA PILOT PROJECT

In accordance with the record of discussion authorized on April 8th, 1977 on the Thai Irrigated Agriculture Development Projects, the preparation for the construction of Chao Phya pilot project has, so far, been proceeded under the technical cooperation of Japanese experts assigned to this project.

In this connection, the early construction of Trial Farm in the project site is considered to be of vital importance for the effective operation of the project due to its given function as an experimental farm for applicability of improved agricultural techniques, as well as training and demonstration center for the local farmers. This, at the same time, will be a base of activities of Japanese experts and Thai counterpart officers.

It is my pleasure, under the circumstances, to be given an opportunity to make a request for an aid necessary for the construction of trial farm at the project site.

Yours sincerely,

Chulanope Snitwongs
Director, Thai Irrigated
Agricultural Development
Project
(Inspector General,
Ministry of Agriculture
and Cooperatives)

□ 工事費積算書

試験訓練園場造成工事

工事費明細書

一金 25,400,000 円也

対円換算

1 \$ 243.60 円

現地通貨合計 2,116,667 パーツ × $\frac{1}{20.30}$ = 25,400,000 円
 1 \$ = 20.30 現地通貨 (パーツ)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表	備 考
試験園場水田整地	4.18	ha	20,234	84,578	1	
試験園場畑地整地	2.26	ha	--	--	--	畑地盛土工事に計上
橋 渠 工	1	ヶ所	200,000	200,000	2	
堤 防 (水田)	630	m	142	89,460	3	
堤 防 (畑地)	185	m	57	10,545	4	
共 用 道 路	337	m	168	56,616	5	
農 道 (1)	149	m	43	6,407	6	
農 道 (2)	629	m	32	20,128	7	
Embanked Canal	1.60	m	262	41,920	8	
Polder for Submerging	204	m	174	35,496	9	
Farm Ditch (FD-1)	536	m	--	--	--	共用道路, 農道(1)に計上
Farm Ditch (FD-2)	788	m	--	--	--	堤防(畑地), 農道(2)に計上
Turn out (T-1)	1	ヶ所	7,418	7,418	10	
Turn out (T-2)	4	ヶ所	725	2,900	11	
Inlet	4	ヶ所	385	1,540	12	
Farm Inlet	6	ヶ所	534	3,204	13	
Waste Way	2	ヶ所	823	1,646	14	
Inlet for Submerging T, Farm	4	ヶ所	3,012	12,168	15	
Drain for Submerging T, Farm	4	ヶ所	3,682	14,728	16	
Farm Drain (D-1)	295	m	16	4,720	17	
Farm Drain (D-2)	616	m	--	--	--	農道(2)に計上
Drainage Culvert (DC-1)	2	ヶ所	718	1,436	18	
Drainage Culvert (DC-2)	1	ヶ所	924	924	19	
Drain for Embanked Canal	1	ヶ所	12,746	12,746	20	
under drain	1,128	m	13	14,664	21	

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表	備 考
Irrigation pumping station	1	ヶ所	100,000	100,000	22	
Drainage pumping station	1	1	234,000	234,000	23	
Electric Rat Fence	1	式	27,000	27,000	24	
Fill up of upland E. Farm	2.28	t _a	217,834	496,661	25	盛土量 13,810 m ³
計				1,480,905		
諸 経 費		1 式		635,762		直接工事費の 43%
合 計				2,116,667		

試験圃場(水田)整地 1 t_a 当り単価表

一金 20,234 円

(単価番号 1 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
種 物 除 去					
ブルドーザー	1	時間	478	478	15ton 140ps 損料, 運転経費
均 平 作 業					
ブルドーザー	37	時間	478	17,686	
モーターグレーダ	4.2	時間	493	2,070	
計				20,234	

橋梁工 1 ヶ所 当り単価表

一金 200,000 円

(単価番号 2 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コンクリート	66.75	m ³	552	36,846	φ28 = 210 kg/cm ²
コンクリート	2.4	m ³	488	1,171	φ28 = 160 kg/cm ²
型 枠	448.63	m ²	108	48,452	A 種
鉄 筋	6,688	ton	7,500	50,160	
支 保 工	142.5	空 m ³	40	5,700	
鉄 鋼 二 次 製 品	394	kg	9.6	3,782	高炭用, ガスパイプ, 平鋼
R. C. 杭	12	本	3,100	37,200	ℓ=10m □ 350 × 350
そ の 他	1	式		16,689	
計				200,000	

④ その他の単価表, 数量表, 添付図面は省略する。

概略工程計画表

工種	工事量	3.25	4.4	20	4.14	30	4.24	40	5.4	50	5.14	60	5.24	70	6.3	80	6.13	90	6.23	100	7.3	7.13	7.23	
1 準備工	1 式	[Bar from 3.25 to 4.4]																						
2 表土はぎ工	12.5 ㌔	[Bar from 4.4 to 4.4]																						
3 均平作業(1)	6.5 ㌔	[Bar from 4.4 to 4.4]																						
4 用排水路掘削	2,420 m	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
5 道路盛立・仕上げ	1,100 m	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
6 main canal 掘	670 m	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
7 polder dike 立	1,020 m	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
8 橋梁工	1 式	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
9 小橋造物工	1 式	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
10 ポンプ場工	2 ケ所	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
11 水門工	1 ケ所	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
12 暗渠排水工	1 (1.5 ㌔)	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
13 rat fence 工	1 式	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
14 均平仕上工	6.5 ㌔	[Bar from 4.4 to 5.14]																						
15 跡片付	1 式	[Bar from 4.4 to 5.14]																						

プロジェクト基盤整備実施要綱

昭和53年2月1日

国協達第 1 号

改正 昭和54年7月2日国協達第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が行うプロジェクト基盤整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 プロジェクト基盤整備費は、モデルインフラストラクチャー整備とパイロットインフラストラクチャー整備に係る工事費及び工事諸費をいう。

2 モデルインフラストラクチャー整備とは、農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業のプロジェクトの初期の段階において必要であり、かつ、モデル的な基盤となるインフラストラクチャーであって、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設の整備をいう。

3 パイロットインフラストラクチャー整備とは、農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業のプロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであって、圃場の整備及び造成、森林の整備及び造成、水産増殖・飼育池の整備及び造成並びにこれらに関連する附帯施設の整備をいう。

(要件)

第3条 モデルインフラストラクチャー整備（以下「モデルインフラ整備」という。）及びパイロットインフラストラクチャー整備（以下「パイロットインフラ整備」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 相手国政府又はそれに準ずるもの（以下「相手国政府等」という。）からの要望があるものであって、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- (2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。
- (3) モデルインフラ整備の場合にあつては、カウンター・パートの訓練、技術の試験演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められ、パイロットインフラ整備の場合にあつ

ては、地域農民等への改良技術の普及及びモデル的生産組織、普及組織の育成等普及活動の拠点となるものであると認められること。

(申請)

第4条 モデルインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業(以下「整備事業」という。)の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあっては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

2 海外事務所長等は、申請に当たって、当該整備事業に関し、相手国政府及び専門家と調整を行うものとする。

3 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

- (1) 相手国政府等の要望書
- (2) 経費原算見積書
- (3) 工事設計書
- (4) その他総裁が必要と認める書類

(認定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3号の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合はこれを認定し、当該整備事業に係るプロジェクト基盤整備費の額を予算の範囲内で決定し、海外事務所長等に通知するものとする。

(支給及び会計事務処理)

第6条 プロジェクト基盤整備費は、契約担当役又は会計役(「役員以外の方に会計役を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)第46号)に基づき会計役の業務の委任を受けた者を含む。以下「契約担当役等」という。)に示達し、又は資金前渡するものとする。

2 会計役は、プロジェクト基盤整備費の支給を受けた場合は、当該資金に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

(検査等)

第7条 契約担当役等は、整備事業に係る工事等の実施に当たっては、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じて監工の管理、監督を行うとともに、完了検査、既済部分検査等、検査を実施するものとする。

2 総裁は、前項に規定する契約担当役等の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた専門家は、所管の契約担当役等に随時報告を行い、契約担当役等の指示を受けるものとする。

(役職員等の派遣)

第8条 前条に定めるほか、総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限つて会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ、又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等に当たらせて契約担当役等を補助させることができるものとする。

(報告)

第9条 契約担当役等は、整備事業が完了した場合は、速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、整備事業の進捗状況に関し、適宜契約担当役等に報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、契約担当役等は、総裁の承認を得てこの要綱の定めるところ異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則(昭和54年7月2日国鶴達第33号)

この達は、昭和54年7月2日から施行する。

昭和 55 年 6 月 17 日
通 達 (経) 第 32 号

関係部・室・事務局長
関 係 機 関 の 長 殿

杉 裁

監督職員及び検査職員の任命について

国際協力事業団会計規程(昭和 50 年規程第 11 号)第 55 条の規定に基づき、監督職員及び検査職員の任命については、下記のとおりとするので予知ありたい。

なお、「検査職員の任命について」(昭和 52 年通達(経)第 15 号)は廃止する。

記

第 1 会計規程第 55 条第 1 項及び第 2 項の規定により、契約担当役が補助者に命じて監督及び検査を行わせる場合の任命手続きは次のとおりとする。

(1) 契約担当業務を担当する部(契約担当役の補助業務を分担している部を含む。)が契約締結伺いの決裁に、監督職員及び検査職員の職氏名を明記することによって行い、決裁を得た時をもって監督職員及び検査職員に任命されたものとみなす。

ただし、契約締結伺いの決裁の段階では、監督職員及び検査職員が決められない場合又は決裁後において任命された職員を他の職員に変更する場合には、別途決裁をとるものとする。

なお、機材調達に係る検査職員の任命については、検査のための出張を命ぜられたときに、検査職員の任命がなされたものとみなす。

第 2 会程規程第 55 条第 4 項の規定により、総裁が契約担当役及びその補助者以外の職員に命じて監督及び検査を行わせる場合は次のとおりとし、その手続きについては別に定めるところによる。

(1) 当該契約の監督及び検査に必要となる知識又は技能が、当該契約担当役及びその補助者のもとには十分でないなどの理由により当該契約担当役及びその補助者以外の職員に監督及び検査を行わせることが適当であると判断したとき。

(2) 契約の履行場所が遠隔地で履行場所の近隣に事業団の機関がある場合において、総裁が当該機関に当該契約の監督及び検査に関する知識又は、技能が存すると認め、かつ、

当該契約の監督及び検査を行わせることが適当であると判断したとき。

この場合において総裁は当該機関の長に監督及び検査職員の任命を委任することができるものとする。

第3 契約担当役は、会計規程第55条5項の規定により、特に専門的な知識又は技能が十分でないなどの理由により職員によって、監督及び検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められる場合においては、職員以外の者に委託して当該監督及び検査を行わせることができるものとする。

第4 会計役の契約にかかわる監督及び検査についても会計規程第10条第9項の規定に基づき、会計規程第55条を準用するが、この場合は原則として会計役自ら監督及び検査を行うことになる。

なお、前2項は会計役の場合も準用する。

プロジェクト基盤整備費申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁

殿

事務所長

氏名

①

下記によりモデルインフラ整備費・パイロットインフラ整備費の支給を申請する。

記

(1) プロジェクト名

(2) 工 事 名

(3) 概算工事費

(4) 工 事 内 容

A) 工 事 概 要

B) 主要工事数量

C) 工 事 期

昭和 年 月 日～昭和 年 月 日間

(5) 申 請 の 事 由

(実施要綱第3条の要件及び工事の目的等を記載すること)

概略工程計画表

工 種	工 事 量	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

注：バーチャートで記入すること。

当り単価表

一金

(単価番号 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

当り単価表

一金

(単価番号 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

第3章 プロジェクト基盤整備事業巡回指導チーム報告書

1. タイかんがい農業開発計画に係るパイロットインフラ整備巡回指導チーム報告書

(1) 調査団の構成及び調査日程

(A) 調査団の構成

団長	荒木 幸男	農林水産省関東農政局建設部
契約指導	三木 修一	国際協力事業団経理部
圃場整備	的場 泰信	国際協力事業団農業開発協力部

(B) 調査日程

日頃	月 日	曜日	内 容
1	6. 21	木	東京→バンコク (JL465) 派遣専門家とスケジュールの打合せ
2	22	金	JICA バンコク事務所と討議内容について打合せ 大使館表敬, 実務要綱及び討議事項についての説明
3	23	土	団員打合せ (方針確認)
4	24	日	資料整理
5	25	月	JICA 事務所との打合せ (方針確認) 中央圃場整備局 (COLC) 表敬及び趣旨説明 農業協同組合省 (MOAC) , , 派遣専門家との打合せ (チャオピア地区)
6	26	火	, , (,) タイ政府関係機関との討議 (COLC, ALRO, RID)
7	27	水	現地視察 (チャオピア地区)
8	28	木	, (ノクロン玉1および玉2地区)
9	29	金	派遣専門家との打合せ (細部事項) 農地改革局 (ALRO) 表敬, 細部事項打合せ
10	30	土	資料整理
11	7. 1	日	Minutes 案の作成
12	2	月	JICA 事務所と Minutes 案の校正 COLC に Minutes 案の説明
13	3	火	大使館に Minutes 案の説明

日順	月	日	曜日	内 容
13	7	3	火	Minutes 案の説明・討議・調印 (ALRO, COLC, MOAC) 王立かんがい局 (RID) 表致
14		4	水	大使館, JICA 事務所に対して報告挨拶 派遣専門家と打合せ 団員資料整理
15		5	木	バンコク→東京 (JL 464)

(2) 打合せ機関及び出席者

Office of Under Secretary of State, MOAC

Mr. Chulanope Snitwongs Inspector-General, Project Director

Central Office of Land Consolidation (COLC), MOAC

Mr. Paitoon Palayasoot Director, Project Coordinator

Mr. Precha Donsakul Engineer

Mr. Prateep Soampong /

Agricultural Land Reform Office (ALRO), MOAC

Mr. Chamlong Attanatho Director-General

Land Reform Operation Division, ALRO, MOAC

Mr. Pitipong Punglun Na Ayutthaya Chief, Project Manager

Mr. Nappadol Srisuparb Engineer

Mr. Sutin Mulphruk /

Mr. Viraparn Sriboonlue /

Mr. Wichit Himmakorn /

Mr. Surapol petlomb /

Royal Irrigation Department (RID), MOAC

Mr. Charin Atthayodhin Deputy Director-General

Mr. Chalermthep Ratanaprayoon Engineer

Mr. Chari Tulyanonda Project Manager, Kanchanaburi Office

Mr. Vichai Srivarapongse Engineer, Kanchanaburi Office

Mr. Somphote Sukhumpnich / / /

Mr. Udom Pakchanya Director, Division of OZM

Department of Technical and Economic Cooperation (DTEC), Office of the Prime Minister (OPM)

Colombo Plan Division

Mr. Tawal Polpuech

Chief

Mr. Sutin Susila

Deputy Chief

日本大使館

湯下 参事官

五十嵐 一等書記官

JICA Bangkok 事務所

北野 所長

地曳 担当官

タイかんがい派遣専門家

古谷 (リーダー)

宮本 (かんがい排水)

本村 (圃場整備)

稲毛 (農業機械)

山崎 (農業機械)

宮津 (圃場整備)

遠藤 (業務調整)

越智 (かんがい排水)

藤波 (栽培)

大久保 (かんがい排水)

(3) 会議録

当該プロジェクトに係るパイロットインフラ整備事業実施につき、巡回指導チームとタイ国政府関係当局との間で交換された意見内容は次のとおり取りまとめた。

THE MINUTES OF DISCUSSION BETWEEN THE JAPANESE TECHNICAL
GUIDANCE TEAM AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT
OF THAILAND ON THE CONSTRUCTION OF PILOT INFRASTRUCTURE IN THE
CHAO PHYA IRRIGATED AGRICULTURE DEVELOPMENT PROJECT

The Japanese Technical Guidance Team (hereinafter referred to as the Team) organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as JICA) and headed by Mr. Yukio Araki, visited Thailand from June 21 to July 5, 1979 for the purpose of formulating a detailed plan on the construction of pilot infrastructure in the Chao Phya Irrigated Agriculture Development Project, which is under construction with Japanese technical cooperation in Thailand.

During its stay in Thailand, the Team exchanged views and has a series of discussions with the authorities concerned of the Government of Thailand (hereinafter referred to as the Thai Authorities concerned) on the necessary measures to be taken by both governments for the successful implementation of pilot infrastructure in the Chao Phya Irrigated Agriculture Development Project. As a result of the exchange of views, and surveys, the Team and the Thai Authorities concerned agreed to report and recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Bangkok, July 3, 1979



Hr. Yukio Araki
Leader of the Japanese
Technical Guidance Team
on the Construction of Pilot Infrastructure
Japan International Cooperation Agency



Thalerng Thanrong-Nawasawat
Deputy Under-Secretary of State
for Agriculture and Cooperatives
Acting for Under-Secretary
of State for Agriculture and
Cooperatives

Attached Document

I. The Team proposed a plan on the construction of pilot infrastructure in the Chao Phya subproject area. The proposed plan is given in Annex 1 to the attached document.

II. The Team and the Thai Authorities concerned discussed the proposed plan with sincerity and earnestness. The latter recognized the importance of pilot infrastructure and agreed with the Team on the construction of pilot infrastructure in the Chao Phya subproject area.

III. In order for both governments to prepare for the construction of pilot infrastructure, the Team and the Thai Authorities concerned agreed upon the following points:

(1) The location of the construction area

A part of the north-west block of the Chao Phya subproject area was selected, in that land acquisition by the Thai Authorities concerned had almost been completed in the selected area, and in that the block would have a pumping station needed to control irrigation and drainage of the block.

(2) The size of the construction area

The size of the selected area is about 60 ha in total, which accounts for about three quarters of the north-west block, although a desirable size of the construction area is a whole north-west block of about 80 ha in view of water management.

(3) Allocation of the construction area

The JICA will construct pilot infrastructure on the area of about 40 ha of the selected total area of about 60 ha on contract basis. The Thai Authorities concerned will construct pilot infrastructure on the rest of the total area of 60 ha by force account.

(4) Construction cost

The JICA will finance ¥ 42 million in total to be needed for the construction of pilot infrastructure in the Chao Phya subproject area. The Thai Authorities concerned will use a portion of its budget allocated to the Chao Phya subproject for FY 1980.

(5) Construction Period

The proposed construction period by JICA was changed from six months (October 1979 through March 1980) to five months (the end of December 1979 through May 1980) to avoid hazardous work conditions in the rainy season. The Thai Authorities concerned will construct pilot infrastructure within the construction period given in annex 1.

(6) Construction Schedule

The Thai Authorities concerned will prepare guidelines with the assistance of Japanese experts concerned for designing of land consolidation and for allotting acquired land to farmers in order for both parties to design and to construct pilot infrastructure in the selected area.

(7) Assignment of Short-term Experts

Two short-term experts will be assigned to the Thai Authorities concerned for the construction of pilot infrastructure. One of the two short-term experts will be assigned to Thai Authorities concerned from September 1979 through May 1980 to assist the long-term experts concerned with preparing guidelines for land consolidation and for land allotment, to design pilot infrastructure work including necessary appurtenances, to prepare tender documents to be required for the award of contracts and to supervise construction works. The other short-term expert will be assigned for about three months (from October through December 1979).

He will assist the aforementioned short-term expert with designing land consolidation and preparing tender documents.

IV. During the discussions held between the Team and the Thai Authorities concerned, the latter placed a strong emphasis on the following points:

(1) Increase in the size of the Pilot Infrastructure Area

A rectangular shaped block would be effective, particularly, for water management in the pilot infrastructure area. Therefore, the size of the pilot infrastructure area should be increased to about 80 ha in total.

(2) Construction of Pilot Infrastructure in the Mae Klong No.2 Area

The Thai Authorities concerned expressed their appreciation for a special assistance to the Chao Phya subproject and expected fruitful effects of the construction of pilot infrastructure. In order to accelerate the effects of the whole project, the Thai Authorities concerned requested the Team that attention be paid to the Mae Klong No.2 Area in FY 1980 as well.

(3) Provision of Agricultural Supporting Services to the Pilot Infrastructure Area

The Thai Authorities concerned recognized the importance of the construction of infrastructure which would be a basis for increase in the production of crops. At the same time, the Thai Authorities concerned insisted that provision of agricultural supporting services for farmers would be required to increase the effects of the construction of infrastructure including the construction of pilot infrastructure.

The proposed plan on the Construction of Pilot
Infrastructure in the Chao Phya Irrigated Agriculture
Project

1. Purpose

The proposed plan aims at upgrading implementation efficiency of the Chao Phya Project now under construction, at accelerating the introduction of improved agricultural techniques by farmers, and at preparing for the early start of producing crops and for the early provision of extension services for crops. Under the proposed plan, Japan would have readiness to construct the pilot infrastructure of the Chao Phya Project in cooperation with Thai authorities concerned, in advance of the existing construction schedule, by means of the intensive on-farm development method described in the Record of Discussions agreed upon between the two countries on April 8, 1977.

2. Outline of the proposal

(1) Construction area:

A suitable area within the Chao Phya Project area;

(2) Size of the area: approximately constructed 50 ha.

about two thirds of total area would be carried out by Japanese side, and the rest would be done by Thai side.

(3) Method of procurement;

construction works by Japanese side: To be on contract basis

construction works by Thai side: To be carried out by force account.

(4) Construction period required.

Approximately six months (October 1979-the end of March 1980) for construction works by Japanese side.

Approximately six to nine months (January 1980-the end of September 1980) for construction works by Thai side;

(5) Construction method:

Intensive on-farm development method; and

(6) Acquisition of land necessary for construction works:

To be aquired by Thai Authorities concerned in accordance with the rules and regulations in force in Thailand.

タイかんがい農業開発計画に係るパイロットインフラ整備に関する日本側巡回指導チームとタイ国政府関係当局との会議録(仮訳)

国際協力事業団(以下「JICA」という)が組織し、荒木幸男を団長とする日本側巡回指導チーム(以下「チーム」という)はタイ国におけるタイかんがい農業開発計画に係るパイロットインフラ整備の詳細計画を策定するため1979年6月21日より7月5日までの日程をもってタイ国を訪問した。

タイ国滞在期間中、チームは上記パイロットインフラ整備の有効な実施のため両国がとるべき必要措置に関してタイ国政府関係当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

意見交換及び現地調査の結果、チームとタイ国関係当局はそれぞれ、日本国及びタイ国政府に対し、ここに添附する附属文書に記載する諸事項について報告ならびに勧告することに同意した。

バンコック、1979年7月3日

国際協力事業団巡回指導チーム

農業協同組合名次官代理

団長 荒木幸男

同名次官補 タムロン・ナワサット・クラーン

附 属 文 書

1. チームはチャオピア地区におけるパイロットインフラ整備の実施を提案した。同提案内容は附属文書添付のANNEX 1に示されている。
2. チームとタイ政府関係当局相方共誠意をもって真剣に提案内容を討議し、タイ政府関係当局はチャオピア地区においてパイロットインフラ整備を実施することについてチームに同意した。
3. 両国政府がパイロットインフラ整備を進め得るよう、チームとタイ政府関係当局は以下の点について同意した。

(1) パイロットインフラ整備実施地区の位置

タイ政府関係当局による土地取得状況および水管理に必要とされるポンプを備えているという理由によりチャオピア地区の北西部を実施予定地区とする。

(2) 実施地区の規模

実施予定面積は合計約60haとする。同面積はチャオピア地区北西部の約3/4を占めることとなるが、水管理上望ましい面積は同地区北西部の全面積約80haである。

(3) 実施地区のアロケーション

国際協力事業団は全体面積60haのうち約40haを請負契約方式により実施し、タイ政

府関係当局は残りの面積について直営方式により実施するものとする。

(4) 事業費

国際協力事業団は、パイロットインフラ整備実施に関して42百万円を支出し、タイ政府関係当局は1980年度チャオピア地区割当予算の中から必要経費を支出するものとする。

(5) 工期

雨期における悪条件を回避するためJICA側の工期6ヶ月(1979年10月-1980年3月)を5ヶ月(1979年12月末-1980年5月)に変更する。タイ政府関係当局はANNEX 1に示された工期内(1980年1月-1980年9月)に実施するものとする。

(6) 実施手順

タイ政府関係機関は、設計及び実施に必要な圃場整備計画設計及び土地配分計画に関するガイドラインを現在派遣中の専門家の助力により作成するものとする。

(7) 短期専門家の派遣

JICAはパイロットインフラ整備実施に関して短期専門家2名を派遣するものとする。2名のうち1名は1979年9月から1980年5月まで派遣され、圃場整備計画設計及び土地配分計画に係わるガイドラインの作成に関する長期専門家の補佐、圃場整備及び付属構造物の設計、請負契約関係書類の準備ならびに施工管理に携わり、残り1名は、1979年10月から12月までの3ヶ月間派遣され、前記短期専門家について圃場整備設計及び請負契約関係書類の準備に関して補佐するものとする。

Ⅴ. チームとタイ政府関係当局との討議において、タイ政府関係当局は次の諸点について強調した。

(1) パイロットインフラ整備実施地区の規模拡大

パイロットインフラ整備実施地区の形状は水管径の点から矩形のものが望ましい。従って実施予定地区を約80haに増加させ矩形となるようにすべきである。

(2) ノクロン62地区におけるパイロットインフラ整備の実施

タイ政府関係当局はチャオピア地区におけるパイロットインフラ整備実施に対して謝辞を述べるとともにパイロットインフラ整備の実りある効果を期待した。タイかんがいプロジェクト全体の実施効果を早期にあげるために、タイ政府関係当局は、チームに対して1980年度においてはノクロン62地区においてパイロットインフラを実施するよう要請した。

(3) パイロットインフラ整備実施地区に対する農業振興サービスの提供

タイ政府関係当局は作物増産の基盤となるインフラ整備実施の重要性を認識するとともに、パイロットインフラ整備を含めた基盤整備効果の増加を図るため農業振興サービスの

(I) 会議録掲載事項の説明

(A) パイロットインフラ整備事業実施地区の位置（添付資料1参照）

- (a) チャオピャ地区内の土地買収状況は約 2/3 程完了しており、大区画部分についてはほぼ完了していたが、分散した小区画の中には交渉未成立のものもある。パイロットインフラ整備事業を円滑に実施するためには、用地取得が早期に進められていることが重要であり、用地買収がほぼ完了している本地区の北西隅部を選定した。この地区においては、2～3戸の農家について未買収であるが、これらの農家は既に地区外へ移転済みであり問題はない。又、本地区内に寺社領があるが、買収契約済みであり問題はない。
- (b) パイロットインフラ整備事業地区の効果を十分にあげるためには、地区内で均質な水管理が行われる必要がある。従って先行的に実施する本区域としてはポンプ場を含むヶ所が望ましく、親事業計画の中でポンプ場設置が予定されているブロックを選定し、このポンプ場の設置をパイロットインフラ整備工事に含めることとした。
- (c) モデルインフラ→パイロットインフラ→本格的施工の流れからいえば、モデルインフラ整備事業で実施した Trial Farmの近傍にパイロットインフラ整備事業地区が選ばれることが望ましいが、本事業地区は平坦な地形であり、現況用排水系統も明白ではなく未施工区域に対する水手当ても不必要であり、又、事業地区を包囲する用排水用水路は池のような機能をもち、取水に関して上下流優劣をつけ難く、地区内道路としては建設済みの堤防のみであるという点から、いずれの地点も選定対象となり得たので、上記(a)及び(b)の2つの観点から地区選定を行った。

(B) 実施地区の規模

実施地区の規模は予算枠の点から全体で約 60 ha とした。この北西隅部の水管匠区域は約 80 ha から成り、選定地区は完全に1つの水管匠区域を形成するに至っていない。従って、施工後に予想される問題としては、整地を行う施工区域の標高が未施工区域より低くなり、用水路の標高は施工区域の標高を考慮して決定されるため、未施工区域への水源がたとえ確保されたとしても用水手当が困難となることが考えられる。又、未施工区域においては排水路掘削が行われなため、未整排水処理の問題が生ずるおそれがある。このような問題が生じた場合、パイロットインフラ整備地区の目途とする均質な水管理体系の確立は困難となろう。以上のような理由から、実施地区の規模は残りの 2 は区を追加し、合計約 80 ha をパイロットインフラ整備地区として実施する必要がある。

(C) 実施地区のアロケーション

実施地区のアロケーション比としては、JICA 借で全体の約 2/3 を施工し、残りを

タイ側で実施することを目途としていたので、アロケーション比率を40 ha=2:1とした。(2)で述べたごとく全体面積を80 haに増加させた場合、アロケーション比率を大巾に変更しないためには、追加20 haを半分ずつ施工することが望ましいであろう。変更後のアロケーション比率は63%:37%となり、日本側負担は若干減少する。実施にあたっては日本側は請負契約方式、タイ側は直営方式とすることに異存になかった。

(II) 事業費

- (a) 当初想定した単価1,800千円/haはモデルインフラ整備のような高整備水準を備えた圃場整備を考慮したものであったが、チャオピア地区内への普及を考えた場合、モデルインフラ整備の事業量の増加とともに専門業者も増えつつあり、技術も向上しているとのことであった。これら専門業者による見積価格はJICA側予定価格に近いものと想像されるが、チャオピア地区のように小規模且つ単年度限り、しかも機械搬入は舟運によるという条件下では施工業者のリスクも大きくなり、JICA側の予定価格より高くなるおそれが十分にある。モデルインフラの応札状況を鑑み、巡回指導チームの算定した価格には約20%の予備費を見込んである。又、工事諸費は10%を計上した。
- (b) 実施地区面積を更に20 ha追加した場合、JICA側の増額工事費は基幹工事費を除いた圃場整備工事費約2,000千円(対象面積約10 ha)を追加すれば十分と考えられる。水管理の点から20 haの追加は重要な意味をもつものであり、2,000千円の追加は必要である。
- (c) タイ側の1980会計年度予算は約4,000千バーツ(約40百万円)とのことであり、パイロットインフラ整備地区に対してこの予算の一部を投入することとしている。タイ側の工事は直営工事であるということ、予算成立が6月末でありながら、実施計画は1部ずつ承認されるという事実からタイ側による本整備区域への支出予定額の推定は無理であった。

(II) 工期

附属文書のANNEX 1に示すとおり、日本側の予定工期としてはタイ国の新年度の始まる前に設計を完了し、新年度から着工する予定としていたが、12月末までは雨期の洪水のため、着工不可能であることが判明し、着工を本年12月末とした。工期を1ヶ月短縮し、5ヶ月としたのは次の雨期が始まらないうちに工事を完了させるためである。又、タイ側の工期を6-9ヶ月として、財政年度内に完了させることとした理由は、上記(II)に述べたごとく、実施計画に対して予算配布が遅れがちであることを考慮したものであるが、タイ政府関係機関はパイロットインフラ整備実施地区を優先的に進める考え

を持っている。なお、日本側の工期が2ヶ年度にまたがることになるので、本工事を55年度へ繰越しする措置を採らざるを得ず、このことについてはJICA事務所も了解済である。

(f) 実施工程

施工手順としては、タイ政府関係当局が派遣専門家の助力を得て土地配分計画及び設計の基本方針となるべきガイドラインを9月～10月までに作成し、9月に派遣される短期専門家の業務遂行に支障を与えないように準備を進める。10月～11月に設計を行い、農家の同意を得、12月に契約関係書類の作成を了し、12月下旬契約し、引続き工事に着手することとしている。日本側、タイ側の区別なく、ガイドラインの作成は進められるので、両者の工事が錯綜しない限り両者ともに1980年1月に着工することは可能である。

(g) 短期専門家の派遣

短期専門家の派遣期間及び派遣用務は会議録記載のとおりである。2名の専門家派遣にあたっては、長期専門家の場合にとられている手続と同様の手続を取ることとしている。しかしながら、タイ政府関係当局は短期専門家に対するローカルコスト負担については、消極的であり、日本側による負担を要望している。モデルインフラ整備事業を実施した折にも、タイ側の要望を入れ、タイ国のローカルコスト負担は、専門家が実施地区へ赴いたときの自動車の使用のみであったので、パイロットインフラ整備事業実施にあたってのタイ側負担はこれと同じようなものとせざるを得ないと考えられる。

01 タイ国の要望事項について

(a) パイロットインフラ整備地区の規模拡大

実施地区の規模は(附)において述べたごとく全体として約80haの規模が望ましい。タイ国政府当局は20haの追加を要望しており、巡回指導チームも予算を追加したうえで、全体面積を80haにすべきと考える。

(b) メクロン62地区におけるパイロットインフラ整備事業の実施

メクロン川左岸に位置するメクロン61地区の施工は順調に進められており、Trial Farmの隣接地におけるRIDによる施工区の状態も良好であった。メクロン川左岸のメクロン62地区の施工は1981年度の子定であり、施工方式としてはExtensive methodによることとしているが、メクロン61地区の実施状況を見ているメクロン62地区の農民はIntensive methodによる早期実施を要望している。このような事情からタイ国政府当局はメクロン62地区においてもIntensive methodが適用可能な区域では、この方式による整備を専門家との話し合いでは検討している。このような事

情からパイロットインフラ整備事業の早期実施をタイ政府当局は強く要望している。現地視察の結果としては、幹線水路が既に完成しておりパイロットインフラ整備事業を実施し、水管理組織の形成、普及・生産組織の育成基盤作りを進めることは可能であり妥当であると考えた。

- (c) パイロットインフラ整備実施地区に対する農業振興サービスの提供
チャオピア地区は農地改革法適用のいわばテスト地区である。同法により新に土地を取得し、自作農となる農民の中には、営農資金不足のために、整備した生産基盤を十分に生かし切れない者も出てくるおそれがある。従って、このような農民に対する営農資金の助成は必要であると考えられるが、このような助成措置は施されていない模様である。営農資金の助成措置は本来タイ国自身がなすべき性格のものであろうが、濃密指導を図るためにも基盤整備と農業振興サービスは同時に供与されることが望ましいので、機材供与費の増加を図ってでも、助成の一部を補充すべきものとする。

(5) 工事計画

(A) 地形及び土壌

チャオピア地区はタイ中央平原の中央部に位置し、チャオピア川の沖積作用により形成された後背湿地帯で、地区の標高は概ね EL2.0m で地形勾配は 1/5000 程度の極めて平坦な地形である。地区の土壌は粘質土で粘土鉱物を多く含むため乾燥、湿潤による強度変動が大きく、湛水下では軟化するが、乾燥すると緊結する。

(B) 用排水状況

パイロットインフラ整備事業実施区域内の用排水路は皆無であり、かんがい排水は全て田越で行われている。実施にあたっては用水路を 5 条、排水路を 6 条、道路を 6 条設置する予定である。料区における用水路と排水路の間隔は 100 m の予定である。

(C) 水源

チャオピア地区の堤防は完成しており地区内幹線水路に貯溜された用水を地区北端に設けるポンプにより揚水し地区内へ配水する。

(D) 土地所有

パイロットインフラ整備事業実施予定区域の土地所有者は約 20 名、関係小作人は約 40 名であり、同区域は 3ヶ村のそれぞれ 1 部にかかっている。平均所有面積は約 4 ha である。整備後の配分計画はガイドラインの作成を俟って 9 月までに決定されることとなる予定であり、現地調査の期間中には不明であった。

(4) 事業費

工事費 ^①	40 ha×800千円/ha=32000千円	
予備費 ^②	20%	6,400
小計		38,400
諸経費 ^③	10%	3,840
		<hr/>
		42,240≒42000千円

- ① 工事費はパイロットインフラ地区の圃場整備、ポンプ場、ポンプ等を含む。
② 予備費は物価上昇率10%、入札不調の場合および契約変更に要する分として10%を計上。
③ 諸経費は借入費、調査費、謝金、資料作成費、連絡旅費等のため10%を計上。

なお、追加20haのうち約10haを日本円で実施する場合、追加必要額は基幹工事、共通部分の工事費を除き、圃場整備に要する経費の1割として2000千円が必要となる。

(6) 実施手続き

- (A) パイロットインフラ整備事業の実施は相手国からの要望に基づき、JICA事務所長がJICA総裁に対して申請する。申請書の審査後に本部からJICA事務所長に対して予算の示達がなされ、予算の範囲内でJICA事務所長が契約主体となり、工事を発注する。
- (B) バンコク事務所においてはモデルインフラ整備工事を発注した経験もあり、契約書の作成及び契約事務に関しては問題はないと考えられる。
- (C) しかしながら、日本国内と習慣の異なる国での発注であり、工事仕様書作成には特に注意しなければならない。日本国内の工事発注の場合、一般的事項は共通仕様書に記載されており、発注工事の実施にあたって特に必要とする事項を特別仕様書で規定している。又、規定も比較的緩やかであり、問題事項の解決は発注者と請負者の協議によって解決することとしている。タイ国内には共通仕様書もないので一般的事項及び特別事項を記載した仕様書を準備しなければならない。モデルインフラ整備事業実施の際は、英語の仕様書を準備し、弁護士にチェックさせたとのことであり、パイロットインフラ整備事業実施にあたって同様に周到な準備が必要である。
- (D) 業者選定はALROの推せんで数社を選定し、指名競争入札にて決定する。タイ国における一般的な方法は、通常新聞で1ヶ月以上前に公告し、一般競争入札を行うこととしているが、早期着工・信用ある業者確保のためALROの推せんを受けることとする。
- (E) 入札は、予定価格を設定しておき、入札者のうち最低価格で入札した者から順次当該業者の施工能力等の審査及び工事費の協議を行い最も有利なものに決定する。

(B) 契約締結までの目標スケジュールは次のとおりである。

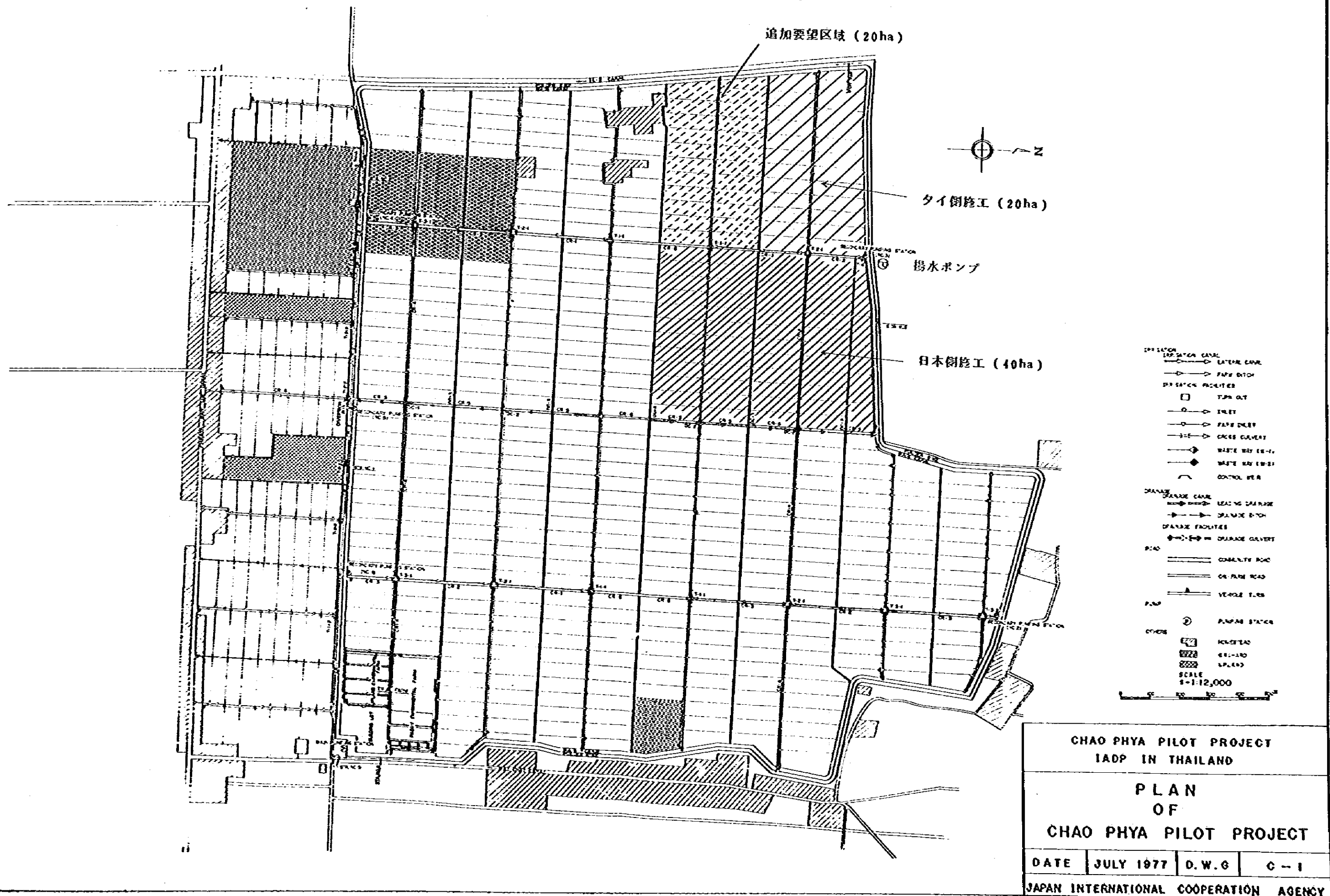
- (a) 設計書の作成 9～11月
- (b) 仕様書の作成 11月
- (c) 業者選定 12月上旬
- (d) 入札 12月中旬
- (e) 契約 12月末

又、署名人はJICAバンコク事務所長、立会人はALROの局長の予定である。

(C) 契約書の書式については、モデルインフラ整備事業の際に、作成した書式を参考のうえ作成する。そのうち、主な記載事項は次のとおりである。

- (a) 前金払いは契約締結後、資機材（セメント、鉄筋、骨材、建設機械等）の搬入を確認のうえ、Inspection Committeeの決定により契約金額の10%を上限として支払う。この場合、施工業者には、銀行保証を取り付けることを義務づける。
- (b) 環状担保は完成後契約金額の10%はMaintenance Bondとして施工業者から銀行保証を取り付け1年間留保する。
- (c) 工事遅延の場合、1日当り契約金額の0.1%の割合でPenaltyを業者からとる。
- (d) 監督及び検査の方法として、契約担当役は、専門家及びそのカウンターパートにより組織されるInspection Committeeを通じて監督・検査業務について相手国の協力を得る。Committeeは契約担当役の指示に基づき、必要な監督・検査業務を行う。
- (e) 完成物は全体工事完了後にALROへ引渡され、部分的引渡しは行わない。従って部分払いの為の検査はCommitteeが行い、部分的完了を確認するものの、完了までの管理は施工業者が行う。

図3-1 PLAN OF CHAO PHYA PILOT PROJECT



2. インドネシア・モデルインフラ整備事業巡回指導チーム報告書

(1) 調査目的

昭和54年度に実施予定のモデルインフラ整備事業について、現在の進捗状況を把握し、問題点を整理し、必要な助言、指導を行い、事業の円滑なる運営を図る。又、同チームの調査結果をジャカルタで開催される第6回技術者連絡会議及び第9回農林業協力事業リーダー会議の運営に資することとする。本調査の対象プロジェクトは南スラウェシ地域農業開発計画及び浅海養殖計画とする。

なお、調査チームは業務完了後、両会議の準備、運営及び本部幹メンバーとして参加する。

(2) 調査団の構成及び調査日程

(A) 調査団の構成

団長・農業主木・総括	的場 泰信	国際協力事業団農業開発協力部
経 理	磯山 高雄	国際協力事業団農林業計画調査部
業務調整・水産	石渡 健次	国際協力事業団農林業開発協力部

(B) 調査日程

日 順	年 月 日	行 程
1	55. 2. 13 (水)	東京→ジャカルタ、専門家・事務所と日程についての打合せ
2	14 (木)	JICA 事務所にて打合せ、大使館表敬 的場・磯山団員：ジャカルタ→ウジュンパンダン (南スラウェシ地域農業開発計画) 石渡団員：ジャカルタ→バンテン(浅海養殖計画)
3	15 (金)	南スラウェシ農開：専門家と打合せ、ジュネボント地区現地調査 浅海養殖計画：専門家と打合せ、ボジョネガラ地区現地調査
4	16 (土)	南スラウェシ農開：専門家と打合せ 浅海養殖計画：専門家と打合せ
5	17 (日)	的場・磯山団員：ウジュンパンダン→ジャカルタ 石渡団員：バンテン→ジャカルタ
6	18 (月)	リーダー会議及び技術者連絡会議準備
7	19 (火)	} 的場団員：技術者連絡会議準備 } 石渡団員：リーダー会議水産関係プロジェクト担当
8	20 (水)	
12	24 (日)	} 磯山団員：両会議事務局員
13	25 (月)	ジャカルタ→東京

(3) 打合せ機関

JICA ジャカルタ事務所	内田 智允, 篠浦 烈
南スラウェシ地域農業開発計画	吉川 節三, 鈴木 勲, 太田 光彦, 原田 文明, 三浦 英雄, 高久 敏郎
浅海養殖計画	山下 正夫, 今西 寿夫, 田中 秀幸, 細谷 正弘, 小笠原 敏也
在イ日本大使館	石川一等書記官

(II) 調査報告

(A) 南スラウェシ地域農業開発計画

(a) プロジェクトの概要

南スラウェシ地域農業開発計画に対する協力は昭和51年5月4日に署名された討議議事録(R/D)に基づいて進められた。本プロジェクトでは、南スラウェシ州の開発計画に必要な種々のデータ収集、分析、マスタープランの策定、Feasibility study (F/S) 等に関連する計画作成技術の訓練を行い、その移転を目的として協力が進められてきた。しかしながら、時間的制約と基礎データ不足のためにエンレカン県における草地改良及び林地改良ならびにジェネボンド県におけるF/Sが未了のまま昭和54年6月に協力期間は終了することとなった。プロジェクト本来の目的遂行のため、本プロジェクトの協力期間は更に2年延長され、上記特定2県においてパイロットテスト事業を実施し、F/S実施に必要なデータ収集に資することとした。

(b) モデルインフラ整備事業

(a)で述べたごとく、特定2県において実施するパイロットテスト事業を昭和54年度モデルインフラ整備費を以って実施するため、R/Dの更改時に両県において最適地を選択し、昭和54年7月18日から9月5日まで実施設計調査団が派遣され、モデルインフラ整備に係る実施設計をまとめた。

(c) モデルインフラ整備事業の概要

本プロジェクトで実施する予定のモデルインフラ整備事業の概要は次のとおりである。

工 事 内 容

- | | |
|-----------------------|-------|
| (a) モデル柑桔園(面積 3.6 ha) | |
| (i) 圃 場 整 備 | 22 ha |
| (ii) 道 路 | 755 m |

- (ウ) 排水路 288m
 (イ) かんがい施設 1式(ポンプを含む)
 (ロ) その他 橋梁工, 落差工, 防風林, 外柵工, 仮設工
- (b) 林業試験地区(面積10.7ha)
 (ウ) 苗畑整備 1.1ha(他に牧草試験地1.1ha)
 (イ) 道路 650m
 (ウ) 排水路 545m
 (イ) かんがい施設 1式(ポンプを含む)
 (ロ) その他 外柵工, 仮設工
- (c) 草地改良地区(面積約500ha)
 (イ) 道路 2,198m
 (ウ) 排水路 640m
 (ロ) 外柵工 6,546m
 (イ) その他 体重計基礎, 水のみ場, 仮設工
- (d) 予定工期
 モデル柑橘園 S.55.1 ~ S.55.5末
 林業試験地区 S.55.2 ~ S.55.4末
 草地改良地区 S.55.2 ~ S.55.5末

所要経費内訳

1. 工事費

(1) モデル柑橘園

(ウ) 圃場整備	1,196千円	(イ) 道路工	2,381千円
(ウ) 排水路工	1,055千円	(イ) かんがい施設	2,824千円
(ロ) その他工事	641千円	(ウ) 仮設工	323千円
<u>(1)の小計</u>		<u>8,720千円</u>	

(2) 林業試験地区

(ウ) 苗畑整備	1,520千円	(イ) 道路工	2,723千円
(ウ) 排水路工	1,540千円	(イ) かんがい施設	2,057千円
(ロ) その他工事	185千円		
<u>(2)の小計</u>		<u>8,325千円</u>	

(3) 草地改良地区

(イ) 道路工	1,372千円	(ウ) 排水工	2,000千円
---------	---------	---------	---------

(ウ) 外 橋 工	1,955千円	(イ) その他工事	245千円
(エ) 仮 設 工	(2)及び(3)の仮設工を併せ計上)		1,542千円
(3)の小計		7,114千円	
工事費の計		24,159千円	

2. 工 事 諸 費

(ア) 儲 人 費(タイピスト, 図工, 手元, 雑役)	250千円
(イ) 資料作成費	150千円
(ウ) 交通通信費	400千円
(エ) 調 査 費	100千円
(オ) 諸 謝 金	250千円
工事諸費の計	1,150千円

3. 予備費(5%) 1,207千円

合計 26,516千円≒26,500千円

(d) 現地の対応

(ウ) 土地買収

インドネシア領は昭和54年9月27日ジェネボント県の柑橋園予定地3.6haを買収し、土地についての問題はない。

(イ) 水利権

当初計画によれば、既存水田への乾期補給水より分水し取水することとしていたが、水利権許可条件として、取水地点をB.T.5から約3km上流のB.T.4への移動することが示され、インドネシア領はこれに従い、B.T.4から0.006m³/S取水することとした。許可年月日は昭和54年9月3日である。

(ウ) 機材収納庫

インドネシア領は昭和54年度中に1棟建設する予定であり、応急対策費によって建設される1棟と合わせて、2棟建設されることとなる。インドネシア領は更に翌年度において1棟建設する予定である。

(エ) エンレカン県における橋梁・道路工事

エンレカン県の林地草地改良区への進入地点の橋梁工事をR/D署名時にインドネシア領で進めることが約束されていた。この橋梁工事は昭和55年1月から着手され、既に50%を完了しており、2月末迄に完了すると予定されている。本橋梁工事完了後、林地草地改良区への進入道路工事が着工される予定であり、2月14日施工業者に対する現場説明は完了している。上記(ウ)~(イ)に述べたごとくインドネ

シア側の協力姿勢からみて、道路工事は3月末までに完了又は部分的通行可能の状態になると期待される。

(c) モデルインフラ整備事業の実施にあたって

(イ) 口上書の交換

大使館からローカルコスト負担に係る口上書交換の主旨をSEGNECへ申入れた所、SEGNECは口上書発出は外務省の権限であるとしてインドネシア外務省への旨を伝えた。外務省は(1)専門家の受入、(2)供与機材の受入、(3)無償援助に次ぐ第4種類の援助形態であり、これを口上書で受入れることができるか否かを検討する旨口頭による回答があったのみで日本大使館からの再三の督促にも拘らず本調査団が大使館にて打合せを行った時点では未回答であった。

インドネシア側のこれまでの事務処理経過からみて、口上書を発出するとの回答が得られる場合においても、実際に口上書を落掌するまでにかかなりの時間(1~2ヶ月)がかかることが考えられ、54年度分の契約を年度内に了することは困難となる惧れがある。

以上のような理由により調査チームは口上書交換の予定日は把握できなかった。

(ロ) 契約方法

現地において信頼できる業者は州政府の土木建築工事を数多く請負っているC. B. Collil社のみである。実施設計においてもこの業者から種々の情報を得ており、この業者と契約することが有利と判断されるならば徳契により請負わせることもやむを得ない。

(ハ) 工事工程

ウジェン・バンドンには重機類が十分ない(特にブルドーザーは1~2台と云われている)ため、2工事のうち1工事が完了しない限り他の工事に着手できない。又、橋梁、道路の件(上記(ロ)-(イ))もあり、施工条件のよいジェネボント県の柑橋県工事から着手すべきである。ジェネボント県工事の後期にはブルドーザーのエンレカン県工事への転用も可能となり、エンレカン県工事を進めた場合、両県の工期は錯綜するおそれがある。又、両県はおよそ250km離れており、同時施工管理は困難であり、施工管理専門家は少なくとも2名必要と考えられる。

(ニ) 予算繰越

エンレカン県の工区はジェネボント県の工区から遠く離れていること、又、実施可能業者は1社であることから、両工事を一括発注しても工期の短縮を図ることは難しい。又、橋梁、道路工事の完了が3月末であるから、エンレカン県の工事を別

件発注し、繰越さざるを得ない。

(d) 施工管理専門家の派遣

(i) 当初予定していた黒川威専門家が急病となったため、急拠関尾憲司氏に変更し、外務省へ連絡済である。現地においては予定者の交代ということで関尾氏についてのアグレマンを取付ける必要がある。

(ii) 施工管理専門家は現地到着後早急に次のことを行う必要がある。

- ① 取水予定地点の変更に伴う設計変更(ポンプ場, 水路)
- ② 柑橘園予定地の除穢, 拵根処理方法
- ③ 設計変更に伴う仕様書(案), 契約書(案)の作成

(f) その他

(i) フォローアップ専門家の必要性

Plan of Operations (P/O)による実施期間は2ケ年と定められている。本計画においては基盤整備工事後、柑橘類の植栽、植林、牧草栽培が行われる。P/Oによればこれらの植栽後の結果を見ることなく、パイロットテスト地区はインドネシア領へ引渡される。このため、P/Oによって延長した効果の把握は無理であると考えられる。南スラウェシ州政府はこの計画には協力的であるのでP/Oが終了した後も個別専門家を派遣し、指導・訓練した技術の定着を見極める必要があると考えられる。個別専門家の業務を現在指導を受けている技術の定着確認及び今後の地域開発計画への適用指導とすることも一案と考えられる。

(B) 海産養殖計画

モデルインフラ整備事業をプロバンジャン島において、低塩分水域利用による飼料用魚類養殖試験池を造成し、有用魚類の経済的養殖技術の確立とカウンターパートに対する技術移転を行い、又ボジョネガラ地区においては魚介類の人工種苗生産試験水槽を造成し、魚介類の産卵、ふ化等を含む種苗生産技術を開発しカウンターパートに技術移転せしめるとともに、将来的に海産魚類養殖事業振興のベースとするため54年12月22日から55年3月21日までの予定で設計施工管理技師1名を派遣中である。

施工管理技師立合にて施工会社の選定、入札説明会を行ったが、3社のうち2社が入札辞退したためBETON CILEGON AGUNGと随意契約することになり交渉に入ったがBENTON CILEGON AGUNG社の対応の遅れから当初予定した契約が1ヶ月遅れとなり3月末に工事完了予定が不可能となったが、近々契約の運びとなり、契約終了後直ちに工事に着手出来るよう準備は完了している。

プロバンジャン島の低塩分水域利用試験地については問題はないが、ボジョネガラ地

区における人工種苗生産試験水槽の造成が海水給水ポンプを200mにわたり、海中に設置するので困難な作業である。施工会社が海中での作業の経験がないため、専門家の管理監督が重要になってくる。このため1ヶ月間専門家の延長要請がなされた。

3. マダガスカル北部畜産開発計画に係るモデルインフラ整備事業

昭和55年3月21日から4月9日までの20日間、佐々木国利氏（農林水産省畜産局）を団長とするマダガスカル北部畜産開発計画巡回指導チームは、マ国を訪問し、当該プロジェクトの運営及び技術上の諸問題について専門家に助言したとともに、プロジェクトの進捗状況を見直し今後の事業実施計画についてマ国政府関係当局と協議を行った。巡回指導チームのT/Rには、当該計画に係るモデルインフラ整備事業の円滑な実施を計るべく指導・助言を行うことが含まれていたため、本手引きに当該整備事業に係る調査報告を記載することとした。

(1) 調査日程

モデルインフラ整備事業に係る調査日程は次のとおりである。

日 順	年 月 日	内 容
1	55. 3. 14 (金)	12:35 p.m. 成田発 (AF269) 8:20 p.m. パリ着
2	15 (土)	8:00 p.m. パリ発 (MD053)
3	16 (日)	11:35 a.m. タナナリブ着
4	17 (月)	大使館表敬・打合せ, 農業省畜水産局表敬・打合せ
5	18 (火)	2:30 p.m. タナナリブ発 (MD128), 5:30 p.m. ディエゴ・スアレス着
6	19 (水)	現地調査, 地方開発局表敬・打合せ
7	20 (木)	地方開発局土木課にて打合せ・案文作成
8	21 (金)	地方開発局土木課にて打合せ・案文作成
9	22 (土)	契約案文校正 (専門家の事務所にて)
10	23 (日)	資料整理
11	24 (月)	契約案文の説明及び了解取付 (地方開発局次長)
12	25 (火)	8:50 p.m. ディエゴ・スアレス発 (MD129), 11:50 a.m. タナナリブ着
13		大使館報告, 農業省畜水産局報告, 巡回指導チーム説明
14	26 (水)	契約書タイプ, 巡回指導チームに手交
15	27 (木)	9:15 p.m. ディエゴ・スアレス発 (MD050)
16	28 (金)	9:40 a.m. パリ着 契約締結
17	29 (土)	1:00 p.m. パリ発 (JL404)
18	30 (日)	5:00 p.m. 成田着

(2) 訪問機関及び面会者

農業者畜水産局

局 長

Veterinaire- Inspecteur Dr. Pierre Celestin RAKOTOSON

地方開発局 (Le Service du Developpement Rural)

次長 (アンチラナナ園担当) Dr. Alfred Rambeloson

かんがい課長 M. Tsaralaza

地方整備課長 M. Maharoho

在マダガスカル日本大使館

古沢 大使 長谷川匡司 一等書記官

矢島 二等書記官 宮川 理事官

諸橋 理事官

派遣専門家

船津秀雄 リーダー

小野基雄 獣医及び家畜飼育

富永秀雄 獣医及び業務調整

梶子広明 飼料作物

大成建設㈱

石田 赴夫 無償協力センター作業所長

㈱ 東 食

増田 俊夫

北条 俊吾

(3) モデルインフラ整備事業地区の現況

(A) プロジェクトサイトの概況

現在、協力を推進中のマダガスカル畜産開発計画のプロジェクトサイトは、ディエゴ・スアレズ市街地から国道 12 号線を南へ 8 km 下り、西側へ約 1 km 入った地点にある。プロジェクトサイトは国内線空港に隣接するやや平坦な地区でその面積は約 28.6 ha である。標高約 90m、南北に長い不整形の土地で、全体として西北にやや緩傾斜している。地区内には雨による侵食を受けた跡がかなり見られ、モデルインフラ整備事業によって造成する貯水池下流及び西北ヶ所の侵食跡は深い。表土はラテライト系土壌でやや赤味を帯びている。貯水池予定地点には跡所に転石が見られる。

(B) 貯水池建設予定地点

- (a) 貯水池建設予定地点はプロジェクトサイト西側低地に位置し、飛行場の滑走路とは10数mの高低差がある。貯水池は地区内の自然排水路に流れ込んだ滑走路の排水を貯水する計画である。建設予定地点は現在暫定的に造られている堤防の約10m上流であり、水路巾がやや大きい地点である。この地点より下流にやや水路巾の狭った地点があるが、堤防規模が大きくなること、現在の予算規模が定められていることから現在の予定地点が良好なサイトと考えられる。
- (b) 建設予定地点の基礎はデータが不十分なため即断できないが、付近の状況から約2m掘削すれば硬い地盤が露出するものと考えられる。従って、余水吐及び盛土の基礎はこの硬い地盤として差し支えないと考えられる。
- (c) 堤防用の採土地は土質及びコストの点から池敷内及びプロジェクトサイト内及び近傍を考慮するのもやむを得ない。
- (d) 地区内の土質はラテライト系土壌であり、水によりこね返され、日照により極めて硬化し易い。このような土質の土を盛土材料とするときには慎重な盛土施工管理が必要であろう。
- (e) 地区内には転石が多く、これを上流割張り石として、又、下流割斜面法灰工に利用すると経済的である。
- (f) 堰堤下流は未舗装の自然流下を考えていたが、地区の現況から余水吐下流の護床兼用水路が必要である。
- (g) 地区内には数ヶ所、小規模溜池、凹池が存在しているが蒸発散のために極めて短期間に空虚状態となっている。新貯水池の規模、貯水期間からみて、これら小規模溜池は存置させる必要が生じよう。
- (h) 貯水池左岸の地区境界沿いの道路は排水路兼用道路となっており、現存のまま放置すれば、水路からの浸透水は堤体に悪影響を及ぼすことが考えられるので、上流で排水路を貯水池に注ぐように変更するなどの流路変更措置が必要であろう。

(H) モデルインフラ整備事業の内容

(A) 目 的

本プロジェクトの熱力内容は家畜衛生、家畜飼養管理、家畜飼料生産に分けられる。プロジェクトサイトにおいては、これらを実行するため肉牛の飼養を行うこととしている。ディエゴ・スアレスにおける年降雨量は平均986mmでこれが11月頃から4月中旬までの雨季に降り、又集中的に降ることが多い。地区内の貯水池設の不完全さ、及び

降雨特性のため肉牛飼育に必要な飲水は十分には確保されていない。牧場内に貯水施設を設置し、雨季の水を貯水し、乾季の為の水を確保することにより、本プロジェクトの協力も一層強力に推進できる。地区南路には飛行場が隣接し、滑走路からの排水は地区西南路に集水しているのではこの排水路を小規模堰堤により堰き上げ貯水池を造成することが可能であり、有効な水利用の方法である。

(II) 工事の概要

(a) 堰堤工事

堤長132m, 堤頂巾4m, 堤底13m, 堤高(地表面上)5m

(b) 飲水場階段工事

約10m×40m

(c) 排水路工事

巾12m, 長さ15mの石張護床

(C) 予 算

(a) 工事費	13,856千円
(b) 工事諸費	1,109千円
(c) 予備費(5%)	693千円
計	15,658千円(実務協議額)

以上の工事費13,856千円のうち13,365千円をマダガスカル政府に委託した。

$$\text{計算) } \frac{205 \text{ FMG/US\$}}{249 \text{ ¥/US\$}} \times 13,856 \text{ 千円} = 0.823 \times 13,856 \div 11,103 \text{ FMG}$$

端数整理及び予備費確保のため11,000千FMG(≒13,365千円)をマダガスカル政府に委託した。

参考) 契約では「日本政府から支給される工事金額は11,000,000 FMGを超えないものとする」旨定めてあるが、国際通貨変動、当国の物価上昇率、見積書の積算時点が54年12月であること、施工業者の数が少ないこと、総枠な請負契約ではなく技術協力 R/D に基づく契約である点を考慮すると契約額の若干増加を認めねばならぬ事態が生ずることが考えられるので、予備費及び端数整理額を保留としてある。

(5) 施工上の参考事項

施工上の参考事項は「土地改良計画基準フィラダム」の各条項に詳述しておりこれを参考にする必要がある。しかしながらこの基準は本格的ダム施工に必要な管理が記述されて

おり、本工事のような小規模堰堤工事は対象外である。そこで以下に気が付いた点のみを参考に掲げる。

(A) 仮排水路

本工事は乾季に行われるので、仮排水路を設置することは計画されていない。しかしながら、万一排水が必要となった場合には、中央余水吐地点に樋管を設置し排水すれば乾季の排水路としては十分であろう。

(B) 仮締切

本工事には仮締切工も計画されていないが、乾季に施工、しかも工期が短いこと、又経費の点から仮締切工をあえて実施する必要はない。

(C) 盛土

(a) 盛土用土は氾濫内の土を用いることになろうが、水分管理を適切に行わないと締固まり難い。ダンプトラックで搬出した土を1層毎(1層25~35cm程度)に転圧してブルドーザーで2~3往復程度締固めるとよい。このとき含水量を測定しておかねばならず、基準にある簡便な方法で測定しておくことよい。土の特性によって異なるが一般に含水比が25%から30%の間であれば適切な締固めができると考えられる。なお散水は知露のようなもので行う。

(b) 搬出した土に転石、礫、木片、その他雑物が入っていると締固め難いので、必ず手で拾って除去すること。

(c) 左右両岸の現地盤との接合部、奥側のコンクリート余水吐との接合部は人力突き固めが必要である。

(D) 堰堤基礎

現況からみて、2m程度で岩盤が出ることは考えられないが、比較的硬い地盤が表われるものと予想されるので、これを基礎として、余水吐工、盛土工をこの順序で実施するとよい。基礎上の溜り水、転石、礫、木片、植物等は完全に取り除かねばならない。

(E) 排水路

下流側排水路は堰体下流の安全を図るための護床工としても利用されるものであり、護下水がこの水路から左右両岸へ溢水しないように水路両側を若干高くしておく必要がある。工事費に余裕があれば、この水路の延長はできるだけ長くとりよう指導すべきである。

(F) 施工全体

マダガスカル政府側は施工計画を作らずに現場で施工調整を考えているようである。人手不足、技術水準の低さからこのような方法がとられてきたものと思われるが、この

ような方法は一般に、時間、経費が計画時よりかかるものであるから現場担当者は十分注意する必要がある。

(6) 契約書

マダガスカル政府との間で3月28日締結した契約は次のとおりである。

CONTRAT

LE CONTRAT D'EXECUTION A PROPOS DE LA CONSTRUCTION MODELE
D'INFRASTRUCTURE RELATIF AU PROJET DE COOPERATION TECHNIQUE
POUR LE DEVELOPPEMENT DE L'ELEVAGE DANS LA REGION NORD DE
MADAGASCAR.

ENTRE

Docteur Hideo FUNATSU, Contrôleur Financier, nommé par le
Président de l'Agence Japonaise pour la Coopération Internationale
(ci-après dénommé " J I C A ")

D'une part

Docteur Alfred RAMBELOSON, Chef de Service du Développement
Rural d'Antsiranana (ci-après dénommé " M D R R A ")

D'autre part

Sont d'accord concernant l'exécution des travaux par entente
mutuelle sur égale position.

Ces travaux dépendent sur la Note verbale du 6 Mars 1980 entre
le Gouvernement du Japon et le Gouvernement de la République Démocratique
de Madagascar; et la Minute des discussions du 11 Novembre 1977 entre
JICA et le Gouvernement de la République Démocratique de Madagascar.

Ainsi, nous signons ce contrat d'exécution des travaux
consciencieusement et loyalement.

Antsiranana, le 28 Mars 1980

Le Contrôleur Financier nommé
par le Président de l'Agence
Japonaise pour la Coopération
Internationale.

Le Chef de Service du
Développement Rural d'Antsiranana

Docteur Hideo FUNATSU
Chef du projet Développement
de l'Elevage dans la Rondon
Nord de Madagascar.

Docteur Alfred RAMBELOSON

1°/ - REGLES GENERALES:

La Construction Modèle d'Infrastructure est financée par la JICA. L'exécution et la surveillance seront faites par le MDRRA suivant la Contrat annexe ci-dessous:

- a) - les plans et dessins
- b) - devis quantitatif et estimatif
- c) - planning des travaux

2°/ - OBJET DES TRAVAUX:

Construction Modèle d'Infrastructure exécutés au Centre de formation technique d'Elevage à Antanamitarana Région Nord de Madagascar.

Le MDRRA exécutera les Travaux dénommés ci-après:

- a) - Construction d'un barrage de retenue:
 - 132 m de long
 - 4 m de large
 - 13 m de base
 - 5 m de haut du sol
- b) - Construction d'escalier d'abreuvoir de boeufs
(10 m x 40 m environ)
- c) - Drain: faire un drain et mettre des pierres seches de 12 m de large et 15 m de long

3°/ - BUDGET:

La valeur des Travaux fournis par le JICA ne dépasse pas la somme de : ONZE MILLIONS Fmg (11.000.000 Fmg).

4°/ - DUREE DES TRAVAUX:

L'exécution des Travaux devra être faite entre la signature du Contrat et le 30 Septembre 1980.

5°/ - EXECUTION DES TRAVAUX:

- a) - le MDRRA exécutera ces Travaux avec ses matériels, matériaux et personnels.
- b) - si le MDRRA a besoin de faire exécuter ces Travaux par une entreprise, il doit faire une demande écrite au JICA et obtenir l'accord de ce déralage.

- c) - le JICA peut demander au MDRRA le nom, la capacité, l'adresse, etc.... de l'Entrepreneur.
- d) - le MDRRA doit soumettre au JICA une copie de son contrat avec l'Entrepreneur s'il fait exécuter les Travaux a l'Entreprise.

6°/ - SURVEILLANCE PAR LE JICA:

- a) - le JICA surveille les Travaux exécutés par le MDRRA
- b) - le JICA peut nommer un représentant pour la surveillance des Travaux et doit informer par lettre le nom au MDRRA.
- c) - le surveillant de JICA fait confirmer dans ce Contrat et donner les instructions du MDRRA ou le responsable du MDRRA. Il confirme la progression du travail et sa présence est permanente au chantier et ensuite s'il est nécessaire, il peut provoquer une réunion.

7°/ - REPRESENTANT MDRRA:

- a) - Le MDRRA doit informer par lettre le JICA du nom de l'agent charge du Contrôle technique ayant bonnes expériences.
- b) - L'agent chargé du Contrôle technique doit être toujours au chantier durant l'exécution des Travaux.

8°/ - MODIFICATION DU CONTENU DES TRAVAUX-CONDITIONS:

- a) - Le MDRRA doit informer par lettre le représentant de JICA pour en demander la confirmation si des modifications (omission, supplémentaire) sont nécessaires.
- b) - Le MDRRA demande au Surveillant la confirmation de l'article précédent si la surveillant JICA accepta la proposition; le MDRRA et le JICA discutent pour prendre des mesures.
- c) - Les frais des Travaux dépassant le montant prévu dans le paragraphe 3 du présent Contrat sont supportés par le MDRRA.

9°/ - INSPECTION:

- a) - Le MDRRA doit informer par lettre le JICA pour chaque partie des Travaux terminés.
- b) - Quand le JICA reçoit l'information de l'article précédent, il doit faire l'Inspection des Travaux en présence du MDRRA et écrire au MDRRA les résultats de l'Inspection.

- c) - Les frais nécessaires à l'inspection sont supportés par le MDRRA.

10°/ - MODALITE DE REGLEMENT:

- a) - Le règlement se fait en deux fois après l'inspection:
 - Le premier: durant l'exécution des Travaux (60% au maximum du montant du paragraphe 3)
 - Le second: à la finition totale des Travaux
- b) - Après l'inspection, le JICA confirme la valeur à payer puis il règle
- c) - Le JICA fait le paiement à un Compte désigné par le MDRRA
- d) - Le paiement se fera après réception d'une demande de paiement établie par le MDRRA jointe à un décompte ou facture.
- e) - Le MDRRA fournira un reçu de virement de la somme objet de la demande de paiement au Compte désigné par le MDRRA dans l'article (10-C).

11°/ - ENVOI D'UN EXPERT DE COURTE DUREE:

Le JICA peut envoyer un expert de courte durée à propos de la Minute des Discussions du 11 Novembre 1977.

Cet expert est chargé de faire la surveillance (paragraphe 6) et l'inspection (paragraphe 9).

12°/ - ARTICLE SUPPLEMENTAIRE:

Le JICA et le MDRRA peuvent se réunir et discuter des articles supplémentaires imprévus dans ce Contrat si c'est nécessaire.

ANTSIRANANA, le 28 Mars 1980

契 約 書 (仮 訳)

北部マダガスカル畜産開発技術協力プロジェクトに係るモデルインフラ整備事業の実施に関する契約

甲：国際協力事業団総裁の任命する会計役 Dr. 船津秀雄（以下「JICA」という）。

乙：地方開発局次長アンチラナナ嚮担当 Dr. Alfred Rambeloson（以下「MDRRA」という）。

甲、乙両者は同等の立場で相互理解のもとに工事の実施に関して同意した。本工事は、1980年3月6日日本国政府とマダガスカル人民民主共和国との間で交換された口上書及び1977年11月11日国際協力事業団とマダガスカル国政府によって署名された討議議事録とに基づくものである。甲乙両者は誠実・信義に従って本工事实施契約に署名する。

1980年3月28日 於 アンチラナナ

国際協力事業団総裁に
より任命された会計役
(署 名)

Dr. 船 津 秀 雄
北部マダガスカル畜産
開発計画リーダー

地 方 開 発 局 次 長
アンチラナナ嚮担当
(署 名)

Dr. Alfred Rambeloson

第1条 総則

モデルインフラ整備事業はJICAにより資金が供給される。工事及びその監督は次に述べる付属書類に従ってMDRRAによって実施される。

- (a) 設計図書及び図面類
- (b) 数量書及び見積書
- (c) 工事工程表

第2条 工事範囲

モデルインフラ整備事業は北部マダガスカル地域アンタナミタラナに所在する畜産技術指導所地内において実施される。MDRRAの実施する工事は下記のとおりである。

- (a) 環堤工事

堤長132m, 堤頂巾4m, 堤底巾13m, 堤高(地表上)5m

(b) 飲水場階段工事

約10m×10m

(c) 排水路工事

巾12m, 長さ15mの石張護床

第3条 工事金額

工事費は、11,000,000 PMGを超えない範囲でJICAによって支給される。

第4条 工事期間

本工事は本契約署名後、1980年9月30日までの間に実施されなければならない。

第5条 工事の実施

(a) MDRRAは本工事を、その所有する資材、機械、職員を用いて実施するものとする。

(b) MDRRAは、本工事の施工を施工業者に行わせる必要がある場合、書面を以ってJICAにその旨を伺い、承諾を得なければならない。

(c) JICAは、MDRRAに対してその施工業者の名称、能力、所在地等の事項について通知を求めることができる。

(d) 施工業者に工事を施工させる場合、MDRRAは施工業者との契約書の写し1部をJICAに提出しなければならない。

第6条 JICAによる監督

(a) JICAはMDRRAによる工事の実施を監督する。

(b) JICAは本工事の監督のために代理人を任命することができる。代理人を任命した場合、JICAは書面を以って代理人の氏名をMDRRAに対して通知するものとする。

(c) JICAの監督員は契約書に照らし、MDRRA又はMDRRAの代理人に対して指示を与える。監督員は工事の進捗状況の確認、工事の立会いを行い、必要な場合には、会議を開くことができる。

第7条 MDRRAの代理人

(a) MDRRAは経験豊富な担当技術管理者を定め、書面を以ってJICAに対してその氏名を通知しなければならない。

(b) 担当技術管理者は本工事の実施期間中、施工現場に常駐しなければならない。

第8条 工事及び条件に関する変更

(a) 変更(削除および追加)が必要な場合、MDRRAは確認のため、JICAの代理人に対して、書面を以って通知しなければならない。

- (b) JICAの監督員が前項の変更案を承諾する場合には、MDRRAはJICAの監督員の確認を求めることとなる。しかしながら、承諾しない場合には、MDRRA及びJICAは取るべき措置について協議する。
- (c) 本契約の第3条で想定されている工事金額を工事費が超えたときは、超えたものについてはMDRRAによって負担される。

第9条 検査

- (a) MDRRAは各工事が完了したときは、書面を以って、JICAに対して報告しなければならない。
- (b) JICAは前項の報告を受けたときは、MDRRAの立会いのもとに、工事の検査を行い、書面を以って、検査結果をMDRRAに対して通知しなければならない。
- (c) 検査に必要な費用はMDRRAによって負担される。

第10条 支払条件

- (a) 支払いは、検査完了後2回に亘って行われる。
 - 第1回目 工事の実施期間中
支払額は第3条に規定する金額の60%以下
 - 第2回目 全工事完了時
- (b) JICAは、検査完了後、支払金額を確定し、支払う。
- (c) JICAは、MDRRAにより指定される口座に支払う。
- (d) 支払いは、明細書及び請求書を添付したMDRRAの作成する支払要求書がJICAにより受領された後に行われる。
- (e) MDRRAは、本条(c)項に記載された口座に支払要求額が支払われた後に領収書を発行する。

第11条 短期専門家の派遣

JICAは1977年11月11日付討議議事録に基づいて、短期専門家を派遣することができる。本専門家は、第6条の監督及び第9条の検査を担当する。

第12条 補則

JICA及びMDRRAは、必要ある場合にはこの契約に記載されている事項以外について会議を以って協議することができる。

(7) 契約上の留意点

(A) 契約額

前記(4)-(6)の計算の概で述べたごとく契約案文作成時の替為率をもって、委託額を算定し、11,000,000 FMGとした。しかしながら同項の参考概で述べたごとく、工事金額は変動する可能性がある。契約上、超過分についてはマダガスカル政府による負担とはしてあるが、実際にはどの程度まで負担可能であるかは判明しない。前記の理由の他に、セメント、鉄筋等の資材入手難（大学建設が優先的に扱われている。）であり、若干の工事金額の増加については協議の結果承諾することはやむ得ないと思われる。しかし、この場合、増加額は保留額および予備費を合わせた額を超えないようにしなければならない。

(B) 支払い

支払いは部分払いと完了時払いの2回に決定した。前払いは慣習上行ってないとの説明があった。マダガスカル政府は、余水吐工、盛土工、橋梁工（余水吐横断）が完了した時点での部分払いを希望している。これにより部分払いをすると残工期は1ヶ月程度であり支払い事務が繁雑化するおそれがあるので、支払い時期についてはマダガスカル政府と十分協議する必要がある。

(C) 工期

工事は55年9月30日までに完了させることと規定した。マダガスカル政府は契約後、準備を開始し、随契（工事金額30,000千FMG以下のため。）により業者を選定する予定である。政府による統一単価を使っているため発注数量が決定されると自動的に工事金額が推算されるが、実際の雇用労賃、資材費等は、統一単価を上回っている。従って随契といっても業者選定には多少の時間がかかることが考えられるので着工は5月初旬～中旬となろう。所要月数はマダガスカル政府が再三計算しており9月30日までには完了させる旨明言している。

(1) 短期専門家の派遣

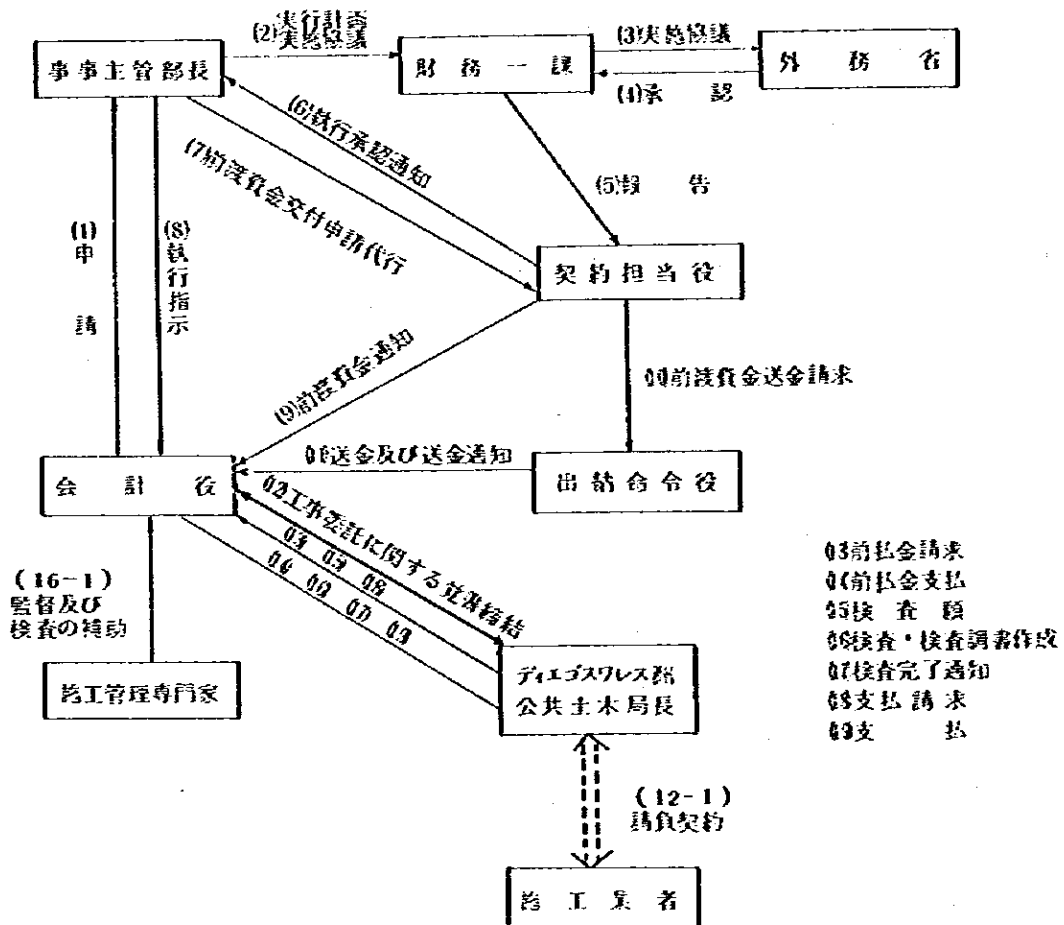
着工・準備の状況をみながら、派遣する必要がある。予算上、3ヶ月を予定しているので完了時期から逆算して派遣することとする。但、予算枠の拡大が図れるならば着工時から派遣する必要がある。

(2) その他

本工事のような方法による発注形式はマダガスカル政府及び、プロジェクト両者にとって初めてのことであり、予想されなかった問題が生ずると考えられる問題点は軽重の

如何に拘らず書面による協議方式をとって処置しておくこと以後の問題解決に役立つことが多い。又、支払いに関する証書類は必ず要求し、保管しておくことが望ましい。

図3-2 マダガスカルに於けるモデルインフラ整備費の経理事務流れ



卷末參考資料

1 モデルインフラ整備事業の実施に関する
業務手引き（執務参考資料）の抜粋

モデルインフラ整備事業の実施に 関する業務手引き

(執務参考資料)

昭和53年10月

国際協力事業団
農業開発協力部

Ⅰ モデルインフラ整備事業の趣旨

農林業協力プロジェクトは、開発途上国の協力要請に基づき、これまで東南アジア地域を中心として開発途上地域にて数多く実施されてきたところであるが、近年、途上国の要請内容も大規模な農林業基盤整備あるいは地域開発分野にまで及び、これに伴って相手国が負担すべきローカルコストが次第に増大する結果となった。これに対し事業団では相手国の財政事情等を勘案し、ローカルコストの負担軽減を図るべく、派遣専門家の現地活動に要する経費（現地業務費及び現地研究費等）、プロジェクト運営に必要となる園場及びかんがい排水施設等の応急復旧等に要する経費（応急対策費）及び相手国カウンターパートの現地活動に要する経費（貸国対策費）等の支給を行っているものの、本来、技術協力とは相手国の自助努力を支援するところにその目的を置くものである以上、プロジェクト運営に伴う経費は基本的には相手国にて負担させるべきことを前提としている。

したがって、前述のような方法により相手国のローカルコストの一部肩替り負担を行うことによって、相手国側の負担をある程度軽減することに役立っていることは確かであるが、最近の農林業プロジェクトに見られるように、プロジェクト発足に当り、通常相手国が準備すべき土地、建物のほかに園場整備（開墾、水路農道等の建設、区画整理、均平等）、かんがい排水施設、試験林等及びこれに附帯して必要な道路、防災施設等のインフラ・ストラクチャーの整備（以下「インフラ整備」という。）が必要となる場合が多く、このため相手国の負担は巨額にのぼり、前述の現地業務費等の支給程度では事実上、相手国のローカルコストの軽減に十分効果を発揮しているとはいえない状況になりつつあり、ひいてはプロジェクトの円滑な運営に重大な支障を生じつつある恐れすらある。

例えば、協力効果の早期発現を図るため、プロジェクト運営に必要不可欠となるインフラ整備をプロジェクト発足の初期段階に措置すべき必要があるにも拘わらず、相手国自身の財政の逼迫による初動資金の欠乏が原因して協力活動の拠点ともなるべき試験、訓練あるいは展示農場等のインフラ整備が当初計画より大幅に遅延していることが散見される。これが結果として派遣専門家の活動の場の提供を遅らせ、プロジェクトの円滑な運営を阻害する要因の一つとなっていることも否定できない。

また、これとは逆に、相手国がわが国の技術協力を受入れるがため、独自で協力活動の拠点（換言すれば「技術移転の場」といえる。）の整備を行った場合、往々にして、その「技術移転の場」の整備それ自体が、技術的に不完全であるがために、本来それが有すべき十分な機能を備えることなく、逆に技術協力の効果的な実施の障害となる場合すら起りうるものと懸念される。

かかる状況に鑑み、技術協力の実施の初期段階においてインフラ整備を不可欠とするプロジェクトについては、派遣専門家がカウンターパートを直接指導する場として、プロジェクト運営の

既ともなるべき試験あるいは訓練園場、試験、演習林等の基礎的施設を、派遣専門家の技術指導を通して、わが国の技術協力の一環として整備することにより、農林業プロジェクトの早期実施を促進して、併せてその施設の協力地区内外への展示効果とともに協力の効率化を図るため、相手国の財政事情のいかんによっては、これらインフラ整備に必要となる経費の負担をわが国が肩替りすることができるよう昭和52年度予算で新規に「モデルインフラ整備費」を要求し、措置されるに至った。これにより、今日までプロジェクト運営の一つの隘路ともなっていた。必要不可欠はインフラ整備が、例え部分的にしり、わが国主導型により実施できる制度が確立されることとなった。

Ⅱ モデルインフラ整備事業の実施方針

1. 経 緯

昭和52年度予算で新規に措置されたモデルインフラ整備費の支出に当り、当該整備事業の実施方法において事業団関係部において、前項の予算要求の趣旨を踏まえつつ、検討を重ね、別添参考資料-1の「モデルインフラ整備費の取扱についての検討素案」を作成するとともに、昭和52年度対象案件について、それぞれの実施設計調査報告書等を参考に別添参考資料-2の「昭和52年度農林業協力費モデルインフラ整備工事計画(素案)」を作成し、外務省と協議を重ねる一方、昭和52年度対象案件に関係する海外事務所長及びプロジェクトリーダーに対しても、前述の参考資料の1及び2のほか、申請書作成方法、事業の施行方式(契約方式が直営方式)及び施行管理の方法等について別添参考資料-3「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について」に示すとおり意見照会を行った。

これに対し、別添参考資料-4「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会について(回答)」に示すように、関係海外事務所長が、関係プロジェクトと相互協議の上、事業団担当理事あて回答を越した。この結果を中間的にとりまとめたのが別添参考資料-5「モデルインフラ整備工事の実施に関する意見照会に対する回答とりまとめ」である。

これらの結果を勘案し、前述の「モデルインフラ整備費の扱いについての検討素案」をもとにモデルインフラ整備実施要綱の作成作業を急ぐとともに、農林省等の関係者の意見聴取も行いつつ、最終的に昭和52年2月1日付国協達第1号により「モデルインフラ整備実施要綱(以下「要綱」という。)」(資料Ⅱ-1)を制定した。同要綱に含まれている基本的事項は以下のとおりである。

- a. プロジェクト発足の初期段階に整備することが必要であるモデル的な基盤整備(試験圃場、試験林等及びこれらに関連する必要最少限度の附帯施設)であること。
- b. 相手国政府が、当該基盤整備に係る費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- c. 事業の執行は会計役(原則として海外事務所長、海外事務所が存在しない国にあっては、当該プロジェクトの専門家)が相手国政府及び当該プロジェクトの専門家の協力をえて行うこと。
- d. 会計役の補助者として工事の管理、監督等の業務を担当する専門家を派遣することができること。

次に、同要綱に基づく当該整備事業の実施に当っては、同要綱の運用方針及び海外における請負工事の契約締結、監督、検査等の要領、手続を規定化する必要があるが、事業団自体これまで海外においてこの種の工事を自らが施行主体となって実施した一切の経験がないため、当

分の間は国内の諸官庁等が行う公共事業における諸規定を参考にしつつ実施することとし、ある程度の経験を蓄積した段階で、前述の諸要領等の整備を図ることで、とりあえず手続規定上不完全な面を残しながらも、モデルインフラ整備事業の特徴でもある早期着手を図ることを最重点に置くこととした。

ただし、要綱作成段階において関係各者及び事業団関係部と度重なる協議の過程で、了解点に達したものと及び運用段階において留意すべき事項として整理されたもの等に関しては、資料Ⅱ-2に示す「モデルインフラ整備実施要綱の運用に当たっての留意事項（以下「要綱の運用に係る留意事項」という。）」として、とりまとめ、なお契約締結、監督、検査に係る業務に関しては、事業団会計規程及び他の政府機関における関係諸規定を参考にしつつ、差し当り最少限留意すべき事項について資料Ⅱ-3「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の契約締結に当たっての留意事項」、資料Ⅱ-4「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の監督に当たっての留意事項」、資料Ⅱ-5「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の検査に当たっての留意事項」としてとりまとめ、昭和52年3月7日付関係海外事務所長及び関係プロジェクトリーダーに通知している。

他方、当該整備事業の申請については、資料Ⅱ-6「モデルインフラ整備申請書作成要領（以下「申請書作成要領」という。）」に基づき行うよう、別途関係海外事務所長等に通知している。

2. 解 説

要綱及び前述の各種留意事項等の作成過程において、関係者間で意見交換され内容を基礎に、今後の当該事業の実施に資するための要綱等のうち主要事項について解説をつけ加えておくので参考に供されたい。

(II) モデルインフラ整備事業の定義

要綱第2条中に「モデルインフラ整備とは……モデル的な基盤となるインフラストラクチャーであって、試験圃場、試験林、苗圃、射化槽等及びこれらに関連する必要最少限度の附帯施設の整備に係る費用をいう。」とあり、ここでいう「等」とは要綱(案)段階で具体的に「訓練圃場、展示圃場、苗圃、採種圃、演示放牧場、演示林、養魚試験池等」と表現されていたものが、とりまとめ整理の上「等」と一括されたものであり、要綱(案)にて記載されていた前述「」事業内の具体的種目は少なくともモデルインフラ整備事業の対象に含まれていると解釈して差しつかえはない。

また「必要最少限の附帯施設」とは連絡道路、導水路、堤防、貯水池、取水施設等が含まれているものと解釈されるほか、ポンプ場土屋等基盤整備の管理上、特に不可欠と認められる場合を除いては、原則として建物は含まないものとされている（「要綱の運用に関する留

意事項」を参照)。

(2) 事業の採択要件

要綱第3条中に「(1)相手国政府又はそれに準ずるものからの要望があるものであって、かつ相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること」、「(2)プロジェクトの効果的実施を図るうえで早急に整備することが必要であること」及び「(3)カウンターパートの訓練、技術の演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められること」と規定されているが、これらは具体的には、「(1)……」に関しては、相手国政府のプロジェクト責任者(資料Ⅱ-6「申請書作成要領」中の1(2)イによれば、原則として協定あるいはR/Dにおける相手国側隊員の長としている)から当該整備事業の実施についての事前了解及び財政上の事情による事業団への経費負担の要請をその内容に含む要望書(要綱第4条3項の申請書の添付書類の一部となる)の提出をうけなければならないこと、「(2)……」に関しては、原則としてプロジェクト発足後、初年度または次年度に差し限り限定されること、及び「(3)……」に関しては本格的協力に先がけ、カウンターパートの養成、訓練の場となりうる施設であって、派遣専門家の技術指導を通して整備されることを前提としていること、と解釈することが可能である。

(3) 申請書の作成

要綱第4条第1項において「整備事業の申請は海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトの専門家。……)が行うものとする。」とあるが、ここでいう当該プロジェクトの専門家とは、Ⅳの会計役に委任される者と同一人であることを前提としており、当該専門家の人選等の手続についてはⅣ項を参照されたい。

次に同第4条第2項中「海外事務所長等は、申請にあたっては、……相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。」とは、海外事務所長が申請書(案)を作成の上、相手国政府のプロジェクト責任者及び当該プロジェクト専門家と協議を経て、申請書を完成させる意にも解せられるが、他方資料Ⅱ-6「申請書作成要領」第3項(申請書及び添付書の作成)中に「申請書等の作成は、当該プロジェクト専門家の協力を得て行くと同時に……」とあるように、申請書には工事設計書(「申請書作成要領」によれば、工事図面、数量計算書等も含むものとされている。)及び工事費積算書の添付が義務づけられていることもあって、海外事務所の事務機能では作成が困難な面があり、実質的には当該プロジェクト専門家にこれらの業務を依存せざるをえない状況にある。したがって事実上は、派遣専門家が実施設計報告書等を素材に、相手国政府技術者に対する設計積算業務の指導を行いつつ、これらの申請書関係書類の作成に当ることが間接的に表現されているものと解釈できる。

(4) 会計役の委任

会計役とは、事業団会計規程第10条、第11条に定めるとおり、海外事務所等において前

渡を受けた資金に係る契約行為、出納命令及び現金の出納等の業務を行う者であり、特別な場合を除いては、海外事務所にあつては海外事務所長がその任にあたることとなっている。

要綱第6条第1項に規定されているように、当該整備費は上述の会計役に対し前渡資金として支給され、会計役によって当該整備事業に係る工事請負契約の締結、監督検査及び契約金額の支払い等が行われることとなっている。したがって会計役が形式上当該整備事業の執行責任者といふことができる。

ところで、要綱第6条第1項中の「会計役(会計役の業務の委任を受けた者を含む。…)」との文言は、資料Ⅱ-7に示す「海外におけるプロジェクト基盤整備、応急対策費、専門家生活環境整備費、機材供与費及び携行機材費の執行について」(昭和52年通達(経)第45号)の中で、プロジェクト基盤整備費(モデルインフラ整備費の予算(項)の執行は、原則として会計役が行うものとするが、同通達第2項2にて「海外事務所が設置されていない国、又は事業場所が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合は「役員以外の方に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)第46号。以下「会計役委任通達」という。)の定めるところにより、派遣専門家等に……会計役の業務を委任し、執行させることができるものとする」と規定されていることに関連し、これに該当する場合を表現したものである。なお、「会計役委任通達」は資料Ⅱ-8に示す。

このように派遣専門家に会計役の業務を委任する場合には「要綱の運用に係る留意事項」にも示すとおり、当該プロジェクト・リーダーと協議するとともに委任予定者の同意を得ることは勿論のこと、当該委任予定者の所属先の意向を斟酌し、慎重に行わなければならないとしている。特にこの会計役の委任に関しては、要綱作成段階において関係各者及び事業関係部と協議した際、重要事項として論議した経緯もあり、この点十分留意する必要がある。例えば、専門家の所属先側の意見として「本来、派遣専門家とは技術指導の任を委嘱された者であり、当然事業団自身が行うべき会計役の任を委嘱されるべき者ではない」との基本的な考え方があることをここで申し添える。

45) 会計役の業務の一部委任

前項(4)にて記述した通り、当該整備事業に係る会計役の業務には、前渡資金の管理、工事請負契約の締結、工事の監督及び検査、並びに契約金額の支払い等があるが、これら会計役の業務の一部についてのみ当該プロジェクト専門家に委任する場合は要綱第7条第2項で規定している。例えば、当該整備事業の施工場所(当該プロジェクト実施地域)が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合であり、かつ、特に総裁が必要と認めた場合については主として当該プロジェクト実施地域で行われる工事の監督及び検査等の業務を当該プロジェクト専門家に委任することができる。

勿論この場合においても、前項Ⅳ会計役の業務の全部を委任する場合と同様に「要綱の運

用に係る留意事項（第4項）」に準拠し、「会計役の業務の委任を受ける者」の委任に係る手続を行うこととなる。

(6) 役職員の派遣

要綱第8条中の「……総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ……ることができるものとする。」とは、海外事務所が設置されていない国、又は海外事務所が設置されていても、事務所長が不在である場合等で、かつ、他に会計役の業務を委任すべき適当な者が存在しない場合については、事業団は、事業団役職員を当該整備事業の実施期間の全部又は一部期間に限って、会計役として現地に派遣することができる旨、規定されているものであり、特に必要と認められる場合にはこのように役職員の派遣により一連の会計役の業務が遂行されるよう規定化されているものの、「期間を限って……、契約行為等を行わしめ」と強調されているように、一般的には契約締結時あるいは完了検査並びに契約金額の支払い時等、必要により一時的に派遣されることを意味するものと解釈するのが妥当と考えられる。

(7) 会計役の補助者の任命（または委嘱）

要綱第8条中の「専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等にあたらせて会計役を補助させることができるものとする。」とは、会計役（原則として海外事務所長、あるいは、前項ⅣまたはⅤによりその業務を当該プロジェクト専門家に委任される場合も含む）が会計役の業務の全てを遂行するのが困難と判断され、かつ、当該プロジェクト専門家に会計役の業務の一部委任あるいは、会計役の業務の補助を期待することができない場合、当該業務の遂行に当り、会計役を補助できる能力を有する専門家（通常、短期専門家）を別途派遣することができることを意味している。具体例としては、会計役は海外事務所長が行うが、当該プロジェクト専門家には、現地で行われるべき工事の監督及び検査等、施工管理上の経緯と技術を要求される業務に対応できる者がいないとき、施工管理専門家が、当該プロジェクトに派遣される場合がこれに該当し、すでに各関係プロジェクト（相手国政府側）からこの種の短期専門家の派遣申請が提出されている。このように事業団役職員以外の者を専門家として派遣する場合は、施工管理等の技術指導に関し、通常の専門家派遣手続の場合と同様、委嘱行為を事業団が行うことは勿論のこと、同時に前項Ⅳと同様に専門家予定者自身及びその所属先の同意を前提に、会計役の補助者としての委嘱も併せて行うこととなる。したがって、当該整備事業の執行責任者の補助者としての責任と権限が形式に、伴うこととなる。

他方、当該プロジェクトに業務調整員等、経理事務等の遂行に必要な専門家が派遣されていないため、事業団役員を当該整備事業の実施期間に限って、会計役の補助者（主として経理事務面の補助）として派遣することも考えられ、この場合は総裁の任命により行うことと

なる。

3. 当該整備事業の実施手順

要綱及び「要綱の運用に係る留意事項」等をもとに実施の手順をまとめると以下のとおりとなる。

a. 申請書の提出（海外事務所長等→事業団総裁）

事業主管部長からの申請書提出依頼文書等を受けて、海外事務所長等は申請書の作成を行う。ただし、申請書作成要領に基づき、申請書附属書類として工事設計書、経費概算見積書等を添付することになっており、これらの書類の作成は派遣専門家の協力により行う。

なお、海外事務所が存在しない国にあっては、申請書の提出に先んじて、会計役の業務の委任申請手続を派遣専門家から事業主管部長に行い、事業主管部長は検討の上、会計役の業務を委任する者に対して、総裁名による委任状の交付を行う。

b. 申請書の審査及び実施計画書の作成（事業団事業主管部長）

受理した申請書を、要綱等との照合の上、審査し、予算額の範囲内で実施計画書（案）を作成する。

なお、実施計画書（案）の段階で、事前に農林水産省の意見聴取を行う。

c. 実施協議（事業団→外務省）

実施計画書（案）に基づき、外務省と協議する。

d. 計画決定（外務省→事業団）

実施協議を行い、外務省は内容審査の上、計画の決定を行い、それを事業団に指示するとともに、予算の示達を行う。

e. 実施方針の通知及び決定額の送金（事業団事業主管部長、同出納命令役→海外事務所長等）

外務省からの指示を受けて、事業団契約担当役（経理担当理事）は、同事業主管部長に予算の執行承認通知を行い、これを受けて事業主管部長は、会計役（海外事務所長等）に代って、前渡資金の交付申請を契約担当役に対して行うとともに、会計役に対して、工事内容及び支払額を通知（「要綱の運用に係る留意事項（第3項②）」でいう「予算執行の指示」に該当する。）する。他方、前渡資金の交付申請をうけた契約担当役は、出納命令役（経理部長）に対し、当該前渡資金の送金請求を行い、これを受けて出納命令役は会計役に対し送金を行う。

なお、事業団内の経理事務等の流れについては、「要綱の運用に係る留意事項」の（別表）を参照されたい。

f. 工事の実施（海外事務所長等）

事業主管部長からの工事内容及び支給額の通知を受けて、海外事務所長等は工事請負契約

書(案)、工事仕様書、設計図等工事請負契約に必要となる書類の作成を、派遣専門家の協力を得て行うとともに、相手国政府機関等と協議の上、契約予定業者の選定を行った上、現場説明、入札、契約予定業者との契約金額等に関する協議等を経て、工事請負契約の締結を行い、工事に着手する。

なお、工事の実施に当り、会計役の業務の一部である工事の監督及び検査等の業務を派遣専門家に委任、あるいは、当該業務に係る会計役の補助者を派遣専門家(別途、短期専門家を派遣する場合も含む)に委嘱する必要がある場合、海外事務所長等(会計役)は前広に「要綱の運用に係る留意事項(第4項)」の手続等を行うこととする。

g. 工事の完了及び報告

工事請負業者から工事の完了報告を受けると、会計役は速かに当該工事の検査を行い、契約書、仕様書及び設計図等に基づき、工事の出来高を確認の上、工事請負業者に契約金額の支払いを行うとともに、検査調査を作成し、完了報告書と併せて事業団(前者は契約担当役、後者は総裁あて)に提出する。

資料Ⅱ-1

モデルインフラ整備実施要綱を次のとおり定める。

昭和53年2月1日

国際協力事業団

総裁 法 限 音 作

国 協 達 第 1 号

モデルインフラ整備実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団が行うモデルインフラ整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 モデルインフラ整備費(以下「整備費」という。)とは、農林業協力事業及び農林業に係る開発技術協力事業のプロジェクトの初期の段階において必要であり、かつモデル的な基盤となるインフラストラクチャーであつて、試験圃場、試験林、苗圃、貯化槽等及びこれらに関連する必要最少限の附帯施設の整備(以下「基盤整備」という。)に係る費用をいう。

(要 件)

第3条 基盤整備に係る事業(以下「整備事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望があるものであつて、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- (2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。
- (3) カウンター・パートの訓練、技術の演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められること。

(申 請)

第4条 整備事業の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

2. 海外事務所長等は、申請にあつて、当該整備事業に関し、相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。
3. 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。
 - (1) 相手国政府等の要望書
 - (2) 経費概算見積書
 - (3) 工事設計図

(4) その他総裁が必要と認める書類

(認 定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3条の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合は事業を認定し、予算の範囲内で支給額を決定して海外事務所長等に通知するものとする。

(支 給 及 び 会 計 事 務 処 理)

第6条 整備費は、会計役(会計役の業務の委任を受けた者を含む。以下同じ。)に支給するものとする。

2 会計役は、整備費の支給を受けた場合は、当該費用に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

(検 査 等)

第7条 会計役は、整備事業に係る工事等の実施に当っては、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じ施工の管理、監督を行うとともに、完了検査、既済部分検査等、検査を実施するものとする。

2 総裁は、前項に規定する会計役の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた専門家は、所管の会計役に随時報告を行い、会計役の指示を受けるものとする。

(役 員 等 の 派 遣)

第8条 前条に定めるほか、総裁は必要と認める場合、役員員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わせ、又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等にあたらせて会計役を補助させることができるものとする。

(報 告)

第9条 会計役は、整備事業が完了した場合は、速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、整備事業の進捗状況に關し、適宜会計役に報告を求めることができる。

(そ の 他)

第10条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、会計役は、総裁の承認を得てこの要綱の定めるところと異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

資料Ⅱ-2

モデルインフラ整備実施要綱の運用に当たっての留意事項

1. 要綱第2条中の「試験園場，試験林，苗圃，孵化槽等」には，訓練園場，養魚試験池，演示園場，展示園場，演示林，演示放牧場，苗畑，採種圃等を含むものとする。

また，同条中の「附帯施設」には，ポンプ場上屋等基盤整備の維持管理上，特に不可欠と認められる場合を除いては，原則として建物は含まないものとする。

2. 要綱第4条第3項に掲げる書類の作成に当たっては「モデルインフラ整備費申請書作成要領」に基づき行うものとする。

3. 要綱第5条及び第6条第1項に係る手続は以下の手続（別表参照）により行うものとする。

- (1) 海外事務所長等から受理した申請書を事業主管部長が審査の上，適当と認めた場合は実施計画書を作成し，外務省と実施協議を行う。

- (2) (1)の協議の結果，契約担当役（経理担当理事）から予算の執行承認通知を受けた事業主管部長は，会計役（原則として海外事務所長）に代って，前渡資金交付申請書を契約担当役あてに提出するとともに会計役に対し，予算執行の指示（工事内容，金額を含む）を行う。

ただし，昭和52年度予算の執行に関しては，事業主管部長は，昭和53年度への繰越手続を行い，4月1日を日途に上記申請書の提出及び予算執行の指示を行うものとする。

- (3) (2)の指示を受けた会計役は当該整備事業に関し，相手国内の工事請負業者との間に請負工事契約の締結を行うことができる。

- (4) 前渡資金交付申請書を受理した契約担当役は，出納命令役（経理部長）に対し，会計役に対する当該資金前渡を行うよう請求するとともに会計役に対し，前渡資金通知書を送付する。

上記の請求を受けた出納役は会計役に対し送金を行う。

4. 要綱第6条第1項中「会計役の業務の委任を受けた者」とは昭和52年10月26日通達（経）第45号に定めるところにより海外事務所が設置されていない国の場合，またはプロジェクト所在地が海外事務所と著しく遠隔の地にあり，かつ，特に総裁が認めた場合において会計役の業務を委任された派遣専門家のことをいい，その場合この委任を行うに当たっては，次の手続により行うものとする。

なお，要綱第7条第2項に基づき，会計役の業務の一部を委任する場合にあっても，同様の手続により行うものとする。

- (1) 海外事務所長は，委任予定者を人選するに当たり，予め当該プロジェクトのリーダー及び事業主管部長に協議するものとする。

- (2) 海外事務所長は，(1)の協議の後，昭和52年10月26日通達（経）第46号「役員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて」に基づく委任予定者の同意を得ると

もに、当該同意書を添えて会計役の業務を委任すべき事由、委任予定者氏名、業務の内容、範囲等を記載した「会計役業務委任申請書」（様式の指定なし）を事業主管部長に提出するものとする。

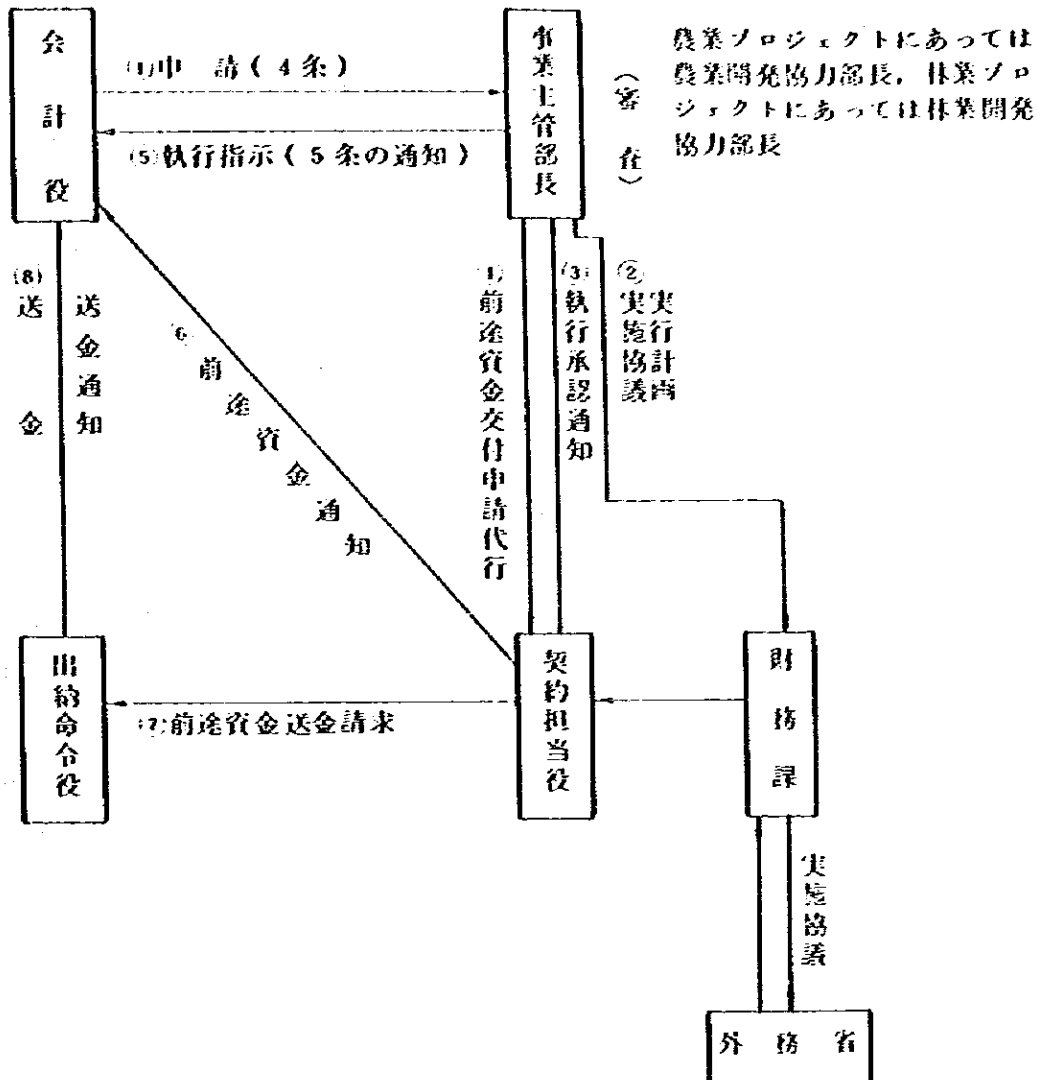
(3) 事業主管部長は(2)の申請書を検討の上、適当と判断した場合は昭和52年10月26日通達（経）第46号に基づき、契約担当役の承認を得ることとする。ただし、この場合事業主管部長は当該委託予定者の所属先の意向を斟酌して行うものとする。

(4) 委任者が決定すれば総裁は業務の内容、範囲等を明示した委嘱状を交付する。

5. 要綱第7条中の監督及び検査の実施に当っては「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の監督に当っての留意事項」及び「モデルインフラ整備事業に係る請負工事の検査に当っての留意事項」に基づき行うものとする。

(別表)

昭和52年度モデルインフラ整備費の経理事務等について



- (注)
- 農林業計画調査部長は③の通知を受けた後、差越の手続きを行う。
 - 事業主管部長が代行する①の交付申請は、会計規則第54条第2項に定める会計役からの申請とみなす。
 - ④の交付申請の額は、原則として承認済の実行計画と同額とする。
 - 事業主管部長は①の申請と同時に会計役に対して⑤の執行指示を行うものとし、契約担当役は①の申請を受理した後、遅滞なく会計役に対して前途資金通知書をもって⑥の通知を行うものとする。
 - 会計役は、⑤の指示があった時から契約等の行為をすることができる。
 - ⑦の請求及び⑧の送金は①の申請に係る金額につき一括して行うものとする。

資料II-3

モデルインフラ整備事業に係る請負工事の契約締結に当たっての留意事項

1. 契約の方法は、原則として相手国の法令規則あるいは契約慣習によることとするが、会計規程第49条の定めるところにより、随意契約によることができる。
2. 契約の相手方の選定に当たっては、相手国政府機関または、相手国政府のプロジェクト責任者等と協議の上、行うものとする。
3. 見積書の徴取及び予定価格の設定は会計規程第50条及び第51条によるものとする。
ただし、契約書の作成を省略することはできない。
4. 契約書を作成する場合、それに記載すべき事項については相手国の法令規則あるいは契約慣習によるほか原則として、次の事項を含むものとする。
 - (1) 工事名 (2) 契約年月日 (3) 契約金額 (4) 契約代金の支払い方法
 - (5) 工事数量 (6) 工期 (7) 監督及び検査の方法 (8) 工事内容及び工期の変更
 - (9) 契約の解除 (10) 紛争の解決 (11) その他契約に定めのない事項の相互協議なお、(4)の「契約代金の支払い方法」については、前金払いは極力差し控えること。また、(9)の「紛争の解決」には、相手国政府機関の協力をもとめられるようにしておくこと。
5. 契約は、会計役と相手国の工事請負業者との間で締結するものとするが、相手国の法令規則及び契約慣習等の範囲内において、可能なかぎり相手国政府のプロジェクト責任者等に契約上の立合を求めるものとする。
6. 当該整備費に係る前渡資金の追加支給は原則として行わないので、工事量の変更及び物価高騰等による契約金額の増額変更は極力さけるものとする。ただし、事情やむをえない場合には事業主管部長に報告の上、会計役あて支給された前渡資金の範囲内で対処できることがある。

資料II-4

モデルインフラ整備事業に係る請負工事の監督に当たっての留意事項

1. 請負工事の適正かつ円滑な履行を確保するため、会計役及び必要により別に任命される補助者は次項で述べる必要な監督業務を行うものとする。
2. 監督業務には次の業務が含まれるものとする。
 - (1) 契約書、仕様書、設計図に基づき、工事の施行について、契約の相手方に対して必要な指示または承認を行うこと。
 - (2) 必要に応じ、工事施行の立合、出来形部分の確認、工事材料の検査及び工事の完了ならびに既済部分検査の立会等を行うこと。
 - (3) 次に掲げる場合、契約の履行状況について事業主管部長に報告すること。
 - ア. 工事の内容、工期等を変更する必要があるとき
 - イ. 契約の不履行により契約の目的を達することができない恐れがあるとき
 - ウ. その他特に報告の必要があると判断される時
3. 会計役は、相手国の法令規則あるいは工事施行慣習等により、特にその必要があると認められる場合は、事業主管部長の承認をえて、相手国政府機関に当該監督業務を委託することができるものとする。ただし、この場合は前項2.(3)の業務は、会計役が委託した者からの報告等に基づき行うものとする。
4. 前項1の補助者の任命に当たっては「要綱の運用に当たっての留意事項」の4項と同様の手続により行うものとする。

資料Ⅱ-5

モデルインフラ整備事業に係る請負工事の検査に当たっての留意事項

1. 請負契約についての給付の完了を確認するため、検査職員として任命された者及び必要により別に任命される補助者は、必要な検査業務を行うものとする。
2. 検査職員の任命は昭和52年3月29日付通達(経)第15号の定めるところにより契約担当役が行いその事務は事業主管部長が契約担当役の承認をえて行うが要綱第8条に規定する「役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣」する場合を除いては、会計役(原則として海外事務所長)が検査職員の任にあるものとして運用する。ただし、必要に応じて「要綱の運用に当たっての留意事項」の第4項と同様の手続により、専門家等に検査職員を補助させることができるものとする。
3. 検査業務には、次の業務が含まれるものとする。
 - (1) 契約書、仕様書及び設計図に基づき、工事の出来形等の検査を行うこと。
 - (2) 検査を完了したときは、検査調書(別紙様式)を作成し、契役担当役(経理担当理事)に提出すること。
4. 会計役は、相手国の法令規則あるいは工事施行慣習等により、特にその必要があると認められる場合は、事業主管部長の承認をえて、相手国政府機関に当該検査業務を委託することができることとする。ただし、この場合は前項(2)の業務は、会計役が委託した者からの報告に基づき、行うものとする。

1. 申請に必要となる書類

(1) 申請書(様式1による)

- 記載事項 a. 申請の事由(実施要綱第3条の要件を満たすこと)
 b. 工 事 名
 c. 概算工事費
 d. 工 事 内 容 (i. 工事概要, ii. 主要工事数量 iii. 工期)

(2) 添付書類

イ. 相手国政府等の要望書(様式の指定なし)

相手国政府のプロジェクト責任者から海外事務所長等あてに要望書を取りつけ、そのコピーを添付すること。なお、プロジェクト責任者は、原則として、協定あるいはR/Dにおける相手国側職員の長とする。

ロ. 工事設計書

a. 数量計算書(様式は指定しないが、経費概算に必要となる数量計算を明示すること。)

b. 工事図面(縮尺は目安として指定する。)

i. 位置図 縮尺 $\frac{1}{100,000} \sim \frac{1}{10,000}$

ii. 計画一般図 縮尺 $\frac{1}{5,000} \sim \frac{1}{1,000}$

iii. 平面図 全体工事平面図 縮尺 $\frac{1}{2,500} \sim \frac{1}{5,000}$

なお、必要により部分平面図を作成する。

その場合の縮尺は $\frac{1}{500} \sim \frac{1}{100}$ とする。

iv. 必要により横断面図または側面図 縮尺 $\frac{1}{250} \sim \frac{1}{10}$

v. 必要により構造図及び部分詳細図を作成する。

その場合の縮尺は $\frac{1}{100} \sim \frac{1}{10}$ とする。

vi. 縦断面図及び配筋図、鉄筋加工図等は必要としない。

c. 概略工程計画表(様式2による)

ハ. 経費概算見積書

a. 工事費明細書(様式3による)

b. 工事費単価表(様式4による)

2. 提出期限

昭和 年 月 日事業団本部必着のこと。

3. 申請書及び添付書の作成

申請書等の作成は、当概プロジェクト専門家の協力を得て行くと同時に、相手国政府のプロジェクト責任者と十分な連絡調整をとりつつ行いものとする。

モデルインフラ整備費申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総務法眼音作殿

事務所長

氏名

印

下記によりモデルインフラ整備費の支給を申請する。

記

(1) プロジェクト名

(2) 工 事 名

(3) 概算工事費

(4) 工 事 内 容

A) 工 事 概 要

B) 主要工事数量

C) 工 期

昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日間

(5) 申請の事由

(実施要綱第3条の要件及び工事の目的等を記載すること)

概略工程計画表

工 種	工 事 名	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

注：バー・チャートで記入すること。

当り単価表

一金

(単価番号 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

当り単価表

一金

(単価番号 号)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

昭和52年10月26日
通達(経)第45号

関係部・室・事務局長 } 殿
関係機関の長 }

総 務

海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、専門家
生活環境整備費、機材供与費及び携行機材費の執行について

事業団の予算のうち、経済協力費の海外における執行は、従来、海外事務所経費及び専門家の一般現地業務費の支出が中心であったが、近時、プロジェクト基盤整備(モデルインフラ整備費)、現地業務費の一部としての応急対策費等の事業費的経費の支出が増大する傾向にあり、また近く供与機材の現地調達も実施の予定である。これら事業費的経費の執行に当っては、比較的規模の大きい物品、施設等の取得、処分等を伴うこととなり、従来からの現地業務費の支出手続によることは適当でないと思われるところ、プロジェクト基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、機材供与費(資材を含む。)及び携行機材費の執行については、当分の間、他に定めるもののほか、下記により処理されたい。

記

(適用経費)

第1 この通達は、次の各号に掲げる経費(以下「事業費等」という。)について適用する。

- (1) プロジェクト基盤整備費
- (2) 応急対策費
- (3) 専門家生活環境整備費
- (4) 機材供与費(資材費を含む。)
- (5) 携行機材費

(事業費等の執行の主体)

第2 海外における事業費等の執行は、原則として、会計役(海外事務所長)が行うものとする。

2 海外事務所が設置されていない国、又は事業場所が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合は、「役員以外の方に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)第46号。以下「会計役委任通達」という。)の定めるところにより、派遣専門家等に国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。)第10条第1項第8号に定める会計役の業務を委任し、執行させることができるものとする。

3 前各項に定めるほか、事業の執行に当たり、必要と認める場合には、会計役委任通達の定めるところにより派遣専門家等に会計役の業務を委任することができる。

この場合において、委任を受けた派遣専門家等は、随時、所管の海外事務所長（会計役）の指示を受けて行うものとする。

なお、専門家をして事業の立案、予定価格の設定、契約等のすべての業務を行わせる場合は、原則として、企画関係の業務を行う者と契約関係の業務を行う者を別々に委任することにより、会計の相互牽制原則の実をはかるものとする。

第3 総段は事業費等の執行に当たり、必要があると認めた場合には、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為を行わせることができる。

（事業費等の執行の原則）

第4 事業費等の執行に当っては、会計規程、国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号以下「会計細則」という。）、その他会計諸規程の定めるところにより経理するものとする。

（会計役の経理処理等）

第5 会計役又は会計役の業務の委任を受けた者は、事業費等の執行により取得した物品等の処理については、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第1に定める経費によって取得した物品等の経理については「開発途上地域に対する技術協力の実施並びに青年の海外協力活動促進のために派遣される人員等の携行する機材及びこれら地域に供与される機材並びに設置される技術協力センターの機材設備に係る固定資産の特別経理について」（昭和51年通達（経）第38号）に準じて処理するものとする。

(2) 物品を取得した場合には、物品管理簿に登録するものとする。

また、毎事業年度末又は事業終了時に物品取得報告書を提出するものとする。

(3) 物品の管理に当っては、「調査用資機材管理細則」（昭和51年国協達第28号）第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

(4) 建物を処分する場合には、国際協力事業団不動産管理細則（昭和51年国協達第8号）第22条の規定を準用するものとする。

土地を処分する場合にあっても同様とする。

（機材供与に係る現地調達）

第6 会計役又は会計役の委任を受けた者が機材供与費により機材を現地調達する場合には、上記第4によるほか、当該機材を相手国政府等に供与する場合にあつては引渡しに先立ち、機材供与報告書を現地在外公館に提出し、当該在外公館を通じて供与しなければならない。すなわち、機材供与費は、相手国政府の要請を受けて機材を供与するものであるから、在外公館を介して所定の手続をとる必要がある。しかし、携行機材の供与については在外公館を介する手続は必要としない。

昭和 52 年 10 月 26 日

通達(経)第 46 号

関係部・室・事務局長 }
関係機関の長 } 殿

総 致

役員以外の方に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて

国際協力事業団会計規程(昭和 50 年規程第 11 号。以下「会計規程」という。)第 10 条第 4 項ただし書に定める役員以外の方に会計役の業務を委任する場合は、下記に定めるところによるものとする。

記

- 第 1 総致は、業務上必要と認める場合は、役員以外の方に会計規程第 11 条第 8 項に定める会計役の業務の全部又は一部を委任することができるものとする。
- 第 2 総致は、第 1 に掲げる委任に係る事務を、各部・室・事務局長をして行わしめるものとする。
- 2 各部・室・事務局長は、前項の定めにより委任を行うときは、経理部を經由し、契約担当役の承認を受けなければならない。
- 第 3 委任に当っては、予め委任しようとする者の同意を得るとともに、業務の内容、範囲等を明示した委任状をもって行うものとする。

Ⅱ プロジェクト方式技術協力事業の新展開

(Basic Human Needs とローカル・コスト負担)

プロジェクト方式技術協力事業の新展開 (Basic Human Needs とローカル・コスト負担)

昭 54. 2. 10

経協技 = 79-1

1. 緒 言

プロジェクト方式技術協力に関する昭和 54 年度計上分の予算について特筆すべきは、(B) 中堅技術者養成対策費とパイロット・インフラ整備費 ((B) プロジェクト基盤整備費の 2) が新規に認められたことである。

右新設項目は、いずれも、協力相手国のローカル・コストを負担する経費であり、我が国の Basic Human Needs 分野での協力の新局面を開く上で、少なからぬ意義があるものと思料される。

以下、我が国のプロジェクト方式技術協力における BHN のとらえ方につき、若干の考察を試みる。

2. BHN 戦略

近年の経済協力の国際的な展開は、「BHN の重視」という言葉で集約的に表現される場合が多い。

BHN を重視する新開発戦略の特徴はその発想の基点を従来の経済協力で十分効果が及びえなかった貧困層 (neglected people, neglected area) に広げている点であり、その具体的戦略は、貧困層の直面している諸問題、即ち、農業・食糧、人口・家族計画、地域公衆衛生、医療、職業訓練 (教育) 等の分野に重点的に対応し、雇用の増大、地域開発社会・経済インフラの整備を図る方向に向けられている。右方向の是非については、国際的にも概ね、コンセンサスが形成されており、1978 年 DAC 議長報告書 (Development Co-operation 1978 Review) にも、BHN が 80 年代の開発戦略の重要部分を占めるべき旨、明記されている。

BHN なる言葉が一般的・抽象的であるため、その解釈は、多岐にわたるが、我が国の ODA におけるプロジェクト方式技術協力の企画・立案・実施の枠内で、BHN をとらえる場合、以下の 2 点すなわち、(A) 協力分野の拡大、及び (B) ローカル・コストの負担対象の拡大 を最近の新展開としてとらえることができよう。

3. 協力分野の拡大（第1点）

(1) Trickle Down Theoryの見直し

従来我が国のプロジェクト方式技術協力は、技術の移転そのものに最大の努力を注ぎ、それなりの成果を上げてきた。しかし、他方、移転された技術が、相手国の自助努力によって十分に活用され相手国の経済・社会基盤の改善及び利用可能な物的・人的資源の活用を伴って、十分相手国の民生安定、生活性の増大、ひいては、国家経済の発展に寄与してきたかについては反省の余地がありえよう。

(2) Bottom-up Strategyの重視

BHN戦略は、上記の認識をふまえた上で過去、経済協力の対象に十分に組み入れられていなかった。人的資源の活用をより一層重視することが重要な局面であるが、我が方としては具体的には、開発途上国の人的資源の大半を占める地方農村部の社会・経済基盤を整備し、潜在的労働力の増強を図り、直接生産性の向上地域開発の促進をめざすことを今後より一層重視していくべきであると考えている。

この点は、言い替えば、開発プロセスに従来参画していなかった貧困層を参画せしめ、国家としての生産性増大の一翼を担わせようという発想であり、具体的には、一人当りの国民所得の増加、食糧増産、開発途上国内の貧富の差の改善に直接寄与しようという戦略である。

(3) プロジェクト方式技術協力

具体的な協力分野に関し、現在の方向及び将来の展望につき略述するならば以下の通りである。

イ. 技術移転対象の外延的拡大（extension）

(例) 「インドネシア看護教育」プロジェクト、「インドネシア農業普及員養成」プロジェクト、「バングラデシュ農業普及」プロジェクト等

ロ. 貧困層（グラス・ルーツ）のプロジェクトへの能動的関与（participation）

(例) 各種職業訓練センター（教育プロジェクト）の実施
「バングラデシュ・家族計画」プロジェクト（モデル・エリアでの住民参加）
「タイ・灌漑農業開発」プロジェクト（モデル地区設定）等。

ハ. 地方農村部の環境整備（infrastructure）

「インドネシア・北スマトラ地域保健対策」プロジェクト
「フィリピン・パンタバンガン森林造成」プロジェクト
「タイ・地域保健活動」プロジェクト等。

ニ. イ.ロ.ハを総合した地域開発戦略（rural development）

「タンザニア・キリマンジャロ統合開発」プロジェクト・プロジェクト協力の複合化（検討中）等。

4. ローカル・コスト負担対象の拡大（第2点）

上記3.にふれた「協力分野の拡大」に伴い、我が方の技術移転及び協力相手国の自助努力による主体的開発の両段階は、より一層密接に結びつくため、双方の協力によるより柔軟かつ機動的な対応が必要になつてくる。従って、実際の技術協力の運用においては、協力相手国の自助努力を促進する方向で財政面でできるだけ弾力的に対応していく必要がある。具体的には、上記3.でのべた方向を推進させる意味で、遠正規模のローカル・コストを我が方において負担することが重要となってくる。

もちろん、右実施にあたっては、協力相手国の自助努力を確保することが大前提であり、その点、我が方は今後共、相手国の国家経済開発計画におけるプロジェクトの位置づけ、優先順位等につき十分に注意を払う必要がある。

ローカル・コストにつき、協力相手国が機動的に財政措置をとりえない場合、その理由は大別して2つに分けられる。第1には相手国の財政状況が逼迫している場合であり、第2にプロジェクト自体の性格から、相手国が早急には危険を負担しえない場合である。

我が方は、上記でふれた BHN 分野での協力を重視する観点から昭和54年度の予算においては新たに以下の各種項目を計上している。

(1) 「中堅技術者養成対策費」

普及面にその重点を置くプロジェクトの効果的技術移転・普及を促進することを目的とした予算上の「目」の新設である。ローカル・コスト負担の如何は BHN 戦略の成否を決定する大きな要素の一つであるところ、右ローカル・コストのうち（職業技術訓練計画等の講師給与、教科書等の教材の購入、訓練生の国内研修旅費等）は、国際的にも未だあまり手当されておらずその改善が急務であるとされている。

かかる状況の下における右新設の意義は、従来の派遣専門家及びカウンターパートの活動に資するためのローカル・コスト負担とは異なり、プロジェクトの目的自体の効果的達成に不可欠な本来相手国政府の支出すべき経常経費につき、ケース・バイ・ケースで、我が方より弾力的に対応することが可能となった点である。しかも右が BHN の分野では新しい教育の分野で認められた意義は少なからぬものであろう。

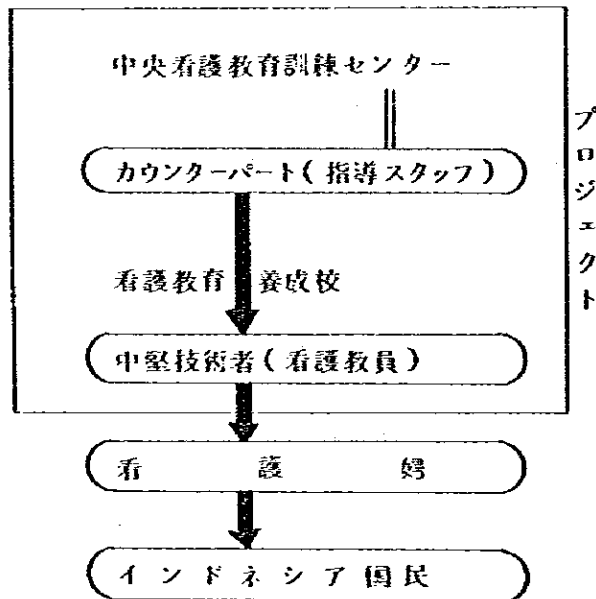
昭和54年度においては本件新規項目は、「インドネシア・看護教育」プロジェクト及び「インドネシア・農業普及員養成」プロジェクトに適用する予定である。

イ. 「インドネシア看護教育」プロジェクト

(協力期間昭 53. 11. 3より5年間)

(予算計上額 14,809千円)

本プロジェクトは看護教員養成する指導スタッフ(カウンターパート)に対する技術移転及び、看護教員(中堅技術者)に対する技術普及を組み合わせた一貫性、波及効果の高い協力である。



本プロジェクトが、インドネシアの保健衛生向上に寄与するためには、「イ」政府側が費用の自己負担により看護教員養成校(現在4校)を運営することが不可欠であり、又、プロジェクトの進捗に平行して機動的に養成校を運営することが、効果的であるところ、「イ」側で、財政上の理由により早急に手当することが困難なローカル・コスト部分につき我が方が負担する。

「イ」側の自助努力を重視する建前から、弾力的に対応し、次年度以降の負担は段階的に縮小し、プロジェクト終了時には、「イ」側が、自力で運営できることをめざす。

「中堅技術者養成対策費」で支出される具体的内容は、以下のとおりである。

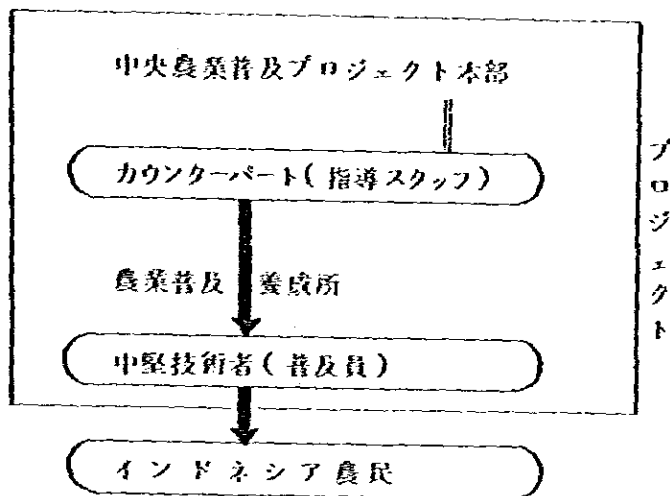
- I 教材作成費
- II 研修参加旅費
- III 実習旅費
- IV 特別講師謝金
- V 実習指導同行旅費
- VI 研修資材費

ロ. 「インドネシア農業普及員養成」プロジェクト

(協力期間 昭 53 年度中に協力開始予定)

(予算計上額 14,961 千円)

農業普及員養成の指導スタッフ(カウンターパート及び普及員)養成所(現在7カ所)のうちモデル校2カ所に対し、技術協力を実施するが、「インドネシア」政府の重点施策である農業普及員の大量養成(約1万人)及びその資質の向上に寄与する目標をもって、4.同様の態様のローカル・コストを負担する。



(2) 「パイロットインフラ整備費」

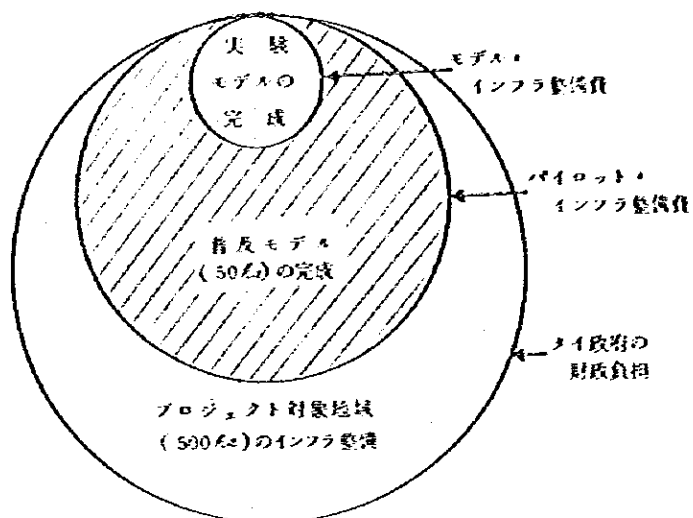
(予算計上額 57,000 千円)

灌漑農業に関し、移転技術を効果的に普及させ、地域開発の促進に資することを目的とした経費である。

本件は、現在協力中(協力期間:昭 52.4.8より5年間)の「タイ灌漑農業」プロジェクトを対象に請負工事方式による支出がなされ、具体的には我が方負担により、タイ・チャオピア地区の一部(50 ha)の灌漑を集中的に整備する訳であるが、その目的は実験モデルで完成されたインフラ整備の内容を周辺地域(50 ha)に適用し(普及効果)、農民の参加と共に集中的完成させ(定着効果)、もって、相手国の円滑・迅速な対応により(自助努力効果)、プロジェクト対象地域全体(500 ha)のインフラを完成させ、将来の地域開発の核とする(BJIN効果)ことにある。

本件の様に事業的色彩の濃いプロジェクトは、協力の効果が一定規模で発現するまでは、プロジェクトの成否に関する危険を、我が方が負担すべきとの考えによる。本件経費によりプロジェクト対象地域(500 ha)の1/10の50 haにつき集中的にローカル・コストを負担することにより、タイ政府のより積極的な財政的対立による大規模な灌漑整備が期待

でき、迅速なプロジェクトの完成が可能となる。



プロジェクトの発展過程

5. 結 語

我が国の技術協力のあり方として、協力の効率化は、常に念頭に置くべき問題であるが、しばしば開発途上国の指摘する問題点、例えば、我が国の援助の硬直性、技術移転の遅延、協力終了後の移転技術の不活用等は、この効率化の問題と密接に関係している。

上記諸問題に対処する方途として今回のローカル・コスト負担に関する予算措置は、後発開発途上国への弾力的対応、途上国の大多数を占める貧困層への積極的対応が、国際的に望まれている現在、少なからぬ意義があり、今後の技術協力の効率的展開への重要な第1歩を踏み出した点で、注目に値すると思われる。

(参考)

現行予算で認められているローカル・コスト負担費目。

1. 専門家、カウンターパート、プロジェクトに付随するファンド。

- (1) 現地業務費(全事業)
- (2) 現地研究費(センター事業除く)
- (3) 長期調査員調査(活動)費(農林業、産業開発のみ)
- (4) 貧困国対策費(全事業)
- (5) 応急対策費(農林業、産業開発のみ)

2. 請負工事方式による経費

モデル・インフラ整備費(農林業のみ)

Ⅲ ローカルコスト負担事業に係る国際約束
について

ローカルコスト負担事業に係る国際約束について (考え方と今後の対処方針)

昭和54.11.8
経済協力局
技術協力第2課

1. 技術協力と国際約束

- (1) 我が国の技術協力は、政府開発援助の一環として、国際約束に基づき、協力をを行うことをその基本とし、その実施機関としてのJICAは、政府間で行う国際約束をうけて専門家派遣、機材供与等技術協力の実施に必要な業務を行っている。(事業団法第21条参照)
- (2) プロジェクト方式技術協力についても、従来より、専門家派遣、機材供与を中心に、コンボ・プラン・フォーム+自上書の交換により行われる国際約束に基づき協力を行ってきた。

2. ローカルコスト負担の実状

近年、技術協力の円滑な実施と、効果的な運営の観点から、国際的にも、援助国に対し協力相手国の自助努力を損わない形でのローカルコスト負担の要請が強まっているところ、プロジェクト方式技術協力においては、ローカルコスト負担として、現在、現地業務費、中堅技術者養成対策費、プロジェクト基盤整備費(モデル・インフラ整備費、パイロット・インフラ整備費)等を予算計上(JICA予算)している。

3. ローカルコスト負担と国際約束

上記2のローカルコスト負担については、当初は日本人専門家の現地業務に係わる経費が少額であったり、又件数が少なかったりしたこともあり、専門家派遣に関する国際約束で手当されるとの考え方に基づき、別途の国際約束を締結することなく、実施に当ってはJICAが内規に従って処理するとの方式が今日まで踏襲されてきた。しかるに昨今ローカルコスト負担額もかなり高額になるにおよび、(昭和54年度予算で初めて認められたパイロット・インフラは一件で約60百万円)専門家の派遣に付随する業務を説明することは困難となっており、事業団法21条(JICAは条約その他の国際約束に基づいて技術協力をを行う)の解釈との関係からこれらローカルコスト負担事業について別途の国際約束の締結が必要と考えられる。また本来相手国政府が負担すべきところを財政上等の理由から我が方が精完するというローカルコストの趣旨に照みると、かかる国際約束の結果として、我が方支出の意味

につき相手国の認識が更に深まり、プロジェクト運営上、極めて効果的であると考えられる。
但別事業について見ると次のとおり。

(1) 現地業務費(貧困国対策費含む)は、国際約束に基づいて派遣される専門家の現地での業務遂行に際し、必要な費用(場合によってはカウンターパートの費用を含む)を負担するものであり、その支出は、これまでのような実態及び規模のものである限り、専門家派遣に付随するものとして専門家派遣に関する国際約束によってカバーしても問題ないと考えられる。従って、現地業務費の支出について専門家派遣に関する国際約束と別個の国際約束を行うことは当面不要と考える。

(2) 中堅技術者養成対策費、プロジェクト基盤整備費は協力プロジェクト事業の帰趨に極めて重要な意義を有する点、その規模が協力規模全体の中で無視しえぬシェアを占める点(注)もさることながら、上記(1)とは異なり我が国よりの専門家の派遣や機材供与とは独立に行われるもので専門家派遣、機材供与等に関する技術協力取極によってカバーすることは不適當であるのでそのための独立の国際約束を締結した上で実施する必要があると判断される。

注) 中堅技術者養成対策費 1件約20百万円

プロジェクト基盤整備費

モデルインフラ 1件約30百万円

パイロットインフラ 1件約60百万円

4. 今後の取り扱い

上記に鑑み、中堅技術者養成対策費及びプロジェクト基盤整備費による事業の実施に当たっては、今後以下のラインでとりすすめることと致したい。

(1) 国際約束を行う手続

(a) 予算(政府及びJICA)及びその実施計画が確定した段階で、右を在外公館を通じ、口上書等により相手国政府に通報する。

(b) 各費目の内容がJICAと相手国実施機関の間で、速かに追加的にR/D作成措置(又は現行R/Dの変更措置)を取らしめる。(既に作成されているR/Dで読める場合は不要。)

(c) 相手国政府より定型化された口上書(別添1及び3)をもって我が方支出に対する正式要請を提出せしめる。

(d) 我が方より在外公館を通じ定型化された口上書(別添2及び4)を発出し、上記(c)の口上書との交換をもって国際約束を行う。

- (ロ) 本方式は、本年度に実施を予定している案件（中堅技術者養成対策費案件，プロジェクト基盤整備費10案件）から採用するものとする。また，次年度以降の案件で，その実体及び規模が本年度の案件と類似しているものも本方式によるものとする。
- (ハ) 一方国に2件以上の予算が認められた場合にも，1件毎に国際約束を行うこととする。なお，中堅技術者養成対策費については，支出が多年度にわたるものがあるが，口上書の交換は，会計年度毎に当該会計年度の支出について行うこととする。

(2) 閣議決定について

従来より，専門家派遣，機材供与等の個別技術協力取極の場合には，その内容が軽微であると考えられ，閣議に付議することなく当省限りで処理し得るとされて来た（右に関する決裁書参照）ところ，本件ローカルコスト負担に関する国際約束についてもその内容，性格上右と同様の扱いとすることが適当であると認められるので，今後その性格，規模等に実質的な変化がない限り閣議請議を行うことなく当省かきりで処理することと致したい。

（なお，今後，ローカルコスト負担に係る新たな事業形態が予想される場合には，その内容，規模等をケース・バイ・ケースに検討し，国際約束の形式，閣議決定の必要性の有無につき判断していくこととする。）

(ロ) 他の技術協力案件及び資金協力案件との比較

(1) 他の技術協力案件との比較

(ロ) 本件ローカルコスト負担の一件当たりの金額は2～6千万円程度であり，従来の口上書ベースの個別技術協力案件に比して特に大きいものではない。（機材供与の案件は，通常一件当たり7～8千万円，1億円以上もある。開発調査の案件は，通常1億円，最高で3億円。）

(ハ) 本件ローカルコスト負担は，他の個別の技術協力案件と同様，個別の・具体的であり，包括的な協力案件ではない。

(2) 資金協力案件との比較

(ロ) 本件ローカルコスト負担は，一種の資金協力であり，形態及び規模の面で文化無償協力及び小規模な無償協力と類似点がある。

他方，かかる類似点は，現象面におけるものであり，本件協力は，その目的（特定の技術協力プロジェクトの円滑な実施）からいえばあくまで技術協力案件の性質を有する。（ある案件が技術協力に該当するか否かは，その目的に照らして判断されるべき事柄である。専門家の派遣，機材供与等も by definition 技術協力である訳

ではない。)

- (ロ) また、無償資金協力は、政府の直接的な財政支出により、(一部業務を除き)政府自らその実施にあたるものであるのに対し、本件協力は、国とは別個の法人格を有する特殊法人たる JICA が国から交付金として与えられた予算を、自己の責任において執行することによって実施されるという相違点が存する。(この点において、本件協力は政府とは別個の機関たる基金等を通じて行われる円借款と似ている。)

Ⅳ プロジェクト基盤整備事業の実績（昭和52年度～昭和54年度）

プロジェクト基盤整備事業実績表

年度	国名	プロジェクト名	工事の種類	左の規模	実給費額	施工管理コンサルタントの派遣
1) モデルインフラ整備事業						
52	タイ	かんがい農業開発	試験圃整備	65 ha	25,000	有
・	フィリピン	カガヤン農業開発	・	31 ha	20,500	・
・	・	パンタパンガン森林造成	苗採及び 苗採圃造成	苗採圃 44 ha 苗採圃 6 ha	20,000	・
・	インドネシア	養蚕開発	桑園造成	1 ha	20,000	・
・	バングラデシュ	農芸研究協力	試験圃場造成	5 ha	15,500	・
・	マレーシア	水管理訓練計画	デモンストレーション ファーム整備	16 ha	19,000	・
	小計				120,000	
53	タイ	かんがい農業開発	試験圃整備	水田 17 ha 畑 28 ha	26,500	有
・	マレーシア	水管理訓練計画	デモンストレーション ファーム整備	貯水池築造 577m ² 用排水用機 1式	20,000	・
・	フィリピン	パンタパンガン森林造成	林道建設	5 km 2 km	25,155	・
・	ビルマ	アラカン林業開発	林道建設	40 km	22,000	・
・	インドネシア	ジャワ山岳林開発	林道建設	1 km	16,600	無
	小計				110,255	
54	インドネシア	南スラウェシ農業開発	試験圃場造成	林道 36 ha 林道 11 ha	26,500	有
・	マダガスカル	北部畜産開発	飲料水施設造成	土壌 132 m	15,658	・
・	インドネシア	養蚕養殖	養蚕試験圃場造成	10 ha 620 m	16,151	・
・	・	南スマトラ森林造成	林道建設	15 km 12 ha	20,200	・
・	パラグアイ	林業開発	林道建設	15 ha 24 km	20,962	・
	小計				99,471	
合計					329,729	
2) パイロットインフラ整備事業						
54	タイ	かんがい農業開発	圃場造成	50 ha	44,000	有
	小計				44,000	
総計					373,729	

JICA